



金融商品取引法及び 証券取引等監視委員会の活動状況

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券取引等監視委員会

委員 橋本 尚

令和7(2025)年3月12日





I	はじめに	・・・	P2
II	金融商品取引法について	・・・	P5
III	証券取引等監視委員会について	・・・	P28
IV	証券取引等監視委員会の主な法執行権限	・・・	P45
V	証券取引等監視委員会中期活動方針(第11期)について	・・・	P62
VI	勧告・告発等事例	・・・	P69
VII	開示の適正確保のためのメッセージ	・・・	P88
VIII	参考資料	・・・	P94



I はじめに

1. 公認会計士等の不正行為

- ◆ 某監査法人のスタッフが、補習所の最終試験を受験する者15名を対象に、受験予備校の教材、講義等音声データなどを不正コピーし廉価で販売していた。ひとりが予備校に行き、資料等を収集。テキスト等は、印刷業者に委託して作成していた。(2017.10.26 朝日新聞)
- ◆ 実務補習生10数名が、課題研究として補習所に提出する論文を、ネット等で見つけた論文のカット＆ペーストしたり、引き写したりしていた。調査の結果、数十人の論文で盗用と見られる箇所が見つかった。(2017.11.11 朝日新聞)
- ◆ 継続的専門研修(CPE)の単位を取得するため、オンラインのeラーニングで二重にログインして2つの講座を同時に受講している例が見つかった。一般の会計士から、パートナークラスまで数十名が、複数年にわたって行っていた。(2020.9.10 日経新聞)

2. 公認会計士には覚悟が必要！

- ◆ 他人に法令遵守、正しい倫理観の保持を求める公認会計士は、自ら率先して法令遵守、正しい倫理観の保持に努めなければならない。
- ◆ それができなければ、第三者の信頼を得ることはできず、監査人としての威厳、プレゼンスを保つことはできない。

※ 公認会計士倫理規則 《セクション 110 基本原則》

《一般的規定》110.1 A1

(5) 職業的専門家としての行動

- ① 関連する法令等を遵守すること。
- ② 全ての専門業務及びビジネス上の関係において、公共の利益のために行動するという職業的専門家の責任を全うするように行動すること。
- ③ 職業的専門家に対する社会的信用を傷付ける可能性があることを会員が知っている、又は当然に知っているべき行動をしないこと。



Ⅱ 金融商品取引法について



1. 金融商品取引法の目的

◆ 第1条(目的)

この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、

有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、

もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

※ 以降、金融商品取引法を「金商法」又は「法」と略す。

2. 金商法の構成・体系各章毎の記載内容

主な章	章名(規定内容)
第1章	総則（目的・定義等）
第2章	企業内容等の開示 ➡ 開示規制
第3章	金融商品取引業者等
第4章	金融商品取引業協会
第5章	金融商品取引所
	} 金融商品取引業者等への規制
第6章	有価証券の取引等に関する規制 ➡ 不公正取引規制
第7章	雑則 ➡ 無登録業者等への調査、裁判所の禁止・停止命令、外国当局との協力
第8章	罰則 ➡ 刑事罰
第9章	犯則事件の調査等

3. 開示規制(1): 開示規制とは？

- ◆ 有価証券の発行・流通市場において、一般投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため
- ◆ 有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務づけ、会計監査を受けさせることにより
- ◆ 有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度

3. 開示規制(2): 主な法定開示書類

主な法定開示書類とその提出根拠(要約)

企業内容等に関する開示	発行開示	有価証券届出書 等	有価証券の募集・売出しは、当該有価証券の発行者が、当該募集・売出しに関し内閣総理大臣に届出を行っていないと行うことはできない(法4条1項関係)。 有価証券の募集・売出しに係る届出をしようとする発行者は、届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない(法5条1項関係)。
	継続開示	有価証券報告書 等	上場有価証券等の発行者は、事業年度ごとに、有価証券報告書を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない(法24条1項関係)。
公開買付けに関する開示		公開買付届出書 等	公開買付者は、公開買付開始公告を行った日に、公開買付届出書を内閣総理大臣に提出をしなければならない(法27条の3関係)。
株券等の大量保有の状況に関する開示		大量保有報告 等	上場会社が発行する株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない(法27条の23第1項関係)。



- EDINETによる開示書類の提出を義務付け(法27条の30の3)
- 虚偽開示書類の提出等は課徴金納付命令の対象(法172条～172条の12)



3. 開示規制(3): 開示書類の電子的な提出・閲覧システム(EDINET)

- ◆ EDINET: 金商法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)
- ◆ 有価証券報告書、有価証券届出書、大量保有報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化するために開発されたシステム
- ◆ 24時間365日(定期保守等の計画停止期間は除く)稼働
- ◆ 目的
 - ✓ 有価証券の発行者の財務内容、事業内容を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ✓ 有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ✓ 投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ること。

3. 開示規制(4): 特定関与行為

◆ 金商法172条の12

開示書類提出者等(発行者・公開買付者)が、虚偽開示書類等を提出・提供・公表した場合において、これを容易にすべき行為または唆す行為である「特定関与行為」を行った者に対して、課徴金納付命令が可能

◆ 趣旨・背景

- ✓ 上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化
- ✓ 従来、虚偽開示書類の提出における外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外
- ✓ 対象者が調査に応じない可能性

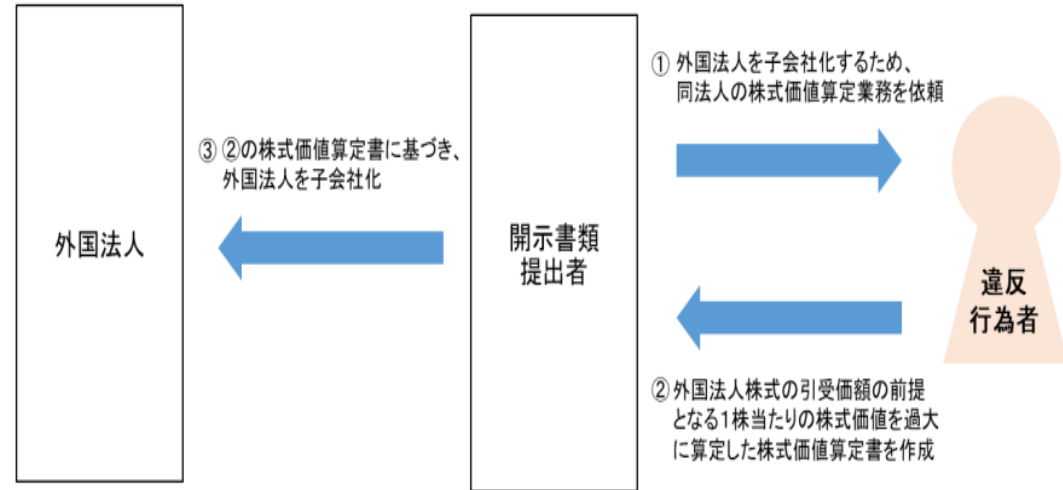
⇒ 平成24年金商法改正により導入

(参考) (株)ディー・ディー・エスが提出した虚偽開示書類 に係る特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告 (勧告日: R5.8.4)

<事案概要>

[参考: 不正行為の概要図 (イメージ図)]

- 違反行為者 (個人) は、(株)ディー・ディー・エス (東証グロース (R5.8.4 上場廃止)。以下「DDS」。) が外国法人を子会社化するにあたり、同法人株式の引受価額の前提となる株式価値を過大に算定することで、DDSによる虚偽開示書類の提出を容易にすべき行為 (特定関与行為) を行った。
- 課徴金額: 150万円 (特定関与行為の対象となった株式価値算定業務の報酬額)



<事案の特色>

- 本事案は、特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告を行った初めての事案。
 - DDSは、外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を逃れるため、過大に算定された同外国法人の株式価値を前提とした引受価額で同外国法人の株式を引き受け、同売掛金の全額を現物出資するなどの取引により同外国法人を子会社化するなどの一連の行為を行った上で、これを基礎としたのれん等の過大計上等の不適正な会計処理を行い、虚偽開示書類を提出した。
- ※ DDSは、本件に係る虚偽開示書類について、R4.12.9に証券監視委より課徴金納付命令勧告を受けている。
- 違反行為者は、DDSが前記一連の行為を行った際、引受価額が正当な根拠に基づくものであることを装うために利用されることを知りながら、DDSから前記外国法人の株式価値算定業務の依頼を受け、同外国法人株式の1株当たりの株式価値を過大に算定した株式価値算定書を作成・提出した。

(参考)特定関与行為について

「令和5事務年度 開示検査事例集」より抜粋

※<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20240911.html>

監視委
コラム



特定関与行為とは？

特定関与行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいい、このような行為を行った外部協力者は課徴金納付命令の対象となります。このような行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出と同様に、資本市場の公正性を損なう行為であると考えられることから、その抑止を図る必要があります。

特定関与行為の範囲は、金融商品取引法第172条の12第2項において規定されています。具体的には、特定関与行為とは、開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを容易にすべき行為であって、次の①、②のいずれかに該当するもの又は開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを唆す行為をいいます。

- ① 当該虚偽開示書類等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部・一部を隠蔽し、又は仮装するための一連の行為を行い、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき当該虚偽開示書類等を作成する者が当該虚偽開示書類等を作成することに関し、助言を行うこと。
- ② ①に規定する隠蔽し、又は仮装するための一連の行為の全部・一部であることを知りながら、これらの一連の行為※の全部・一部を行うこと。

※公認会計士又は監査法人が行う監査証明を除きます。



4. 金商業者等に対する規制(1)

◆ 金融商品取引業の種別

金融商品取引業

第一種金融商品取引業（証券会社・FX業者 等）

流動性の高い有価証券の販売・勧誘、有価証券の引受け、顧客資産の管理 等

投資運用業

投資法人資産運用業務、投資一任業務、投資信託委託業務、ファンド運用業務

第二種金融商品取引業

流動性の低い有価証券の販売・勧誘等(ファンドの自己募集等)

投資助言・代理業

投資助言業務、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

◆ その他主な規制対象(監視委検査対象)

登録金融機関(銀行等)、適格機関投資家等特例業者、
金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者

4. 金商業者等に対する規制(2)

◆ 業規制

✓ 登録制

(内閣総理大臣によって金商業者等としての登録を受けた者でなければならない)

✓ 登録を受けないで金融商品取引業を行った者(無登録業者)への罰則 (5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又はその併科)

◆ 行為規制等の例 (販売勧誘ルール)

- ✓ 広告規制(著しく人を誤認させるような表示 等)
- ✓ 契約締結前、締結時の書面交付義務※
- ✓ 虚偽告知の禁止
- ✓ 断定的判断の提供の禁止
- ✓ 損失補てんの禁止
- ✓ 適合性の原則 等

無登録業者とは…

金融商品取引業(ファンドの販売・勧誘等)を行うには、金融庁(財務局)の登録が必要にもかかわらず、登録を受けずに金融商品取引業を行う業者のことであり、詐欺的な投資勧誘を行う悪質な業者が多い。

※ 令和5年金商法改正(R5.11.29公布)により、契約締結前、締結時の「書面交付義務」は、「電磁的方法を含む情報提供義務」に改正されている(施行日は公布日から1年6月を超えない範囲内で定める日)



4. 金商業者等に対する規制(3) - 適合性の原則 -

- ◆ 金融商品取引法上、金融商品取引業者には、適合性原則において、「顧客の知識・経験・財産状況・目的に照らし、不適當な金融商品の勧誘を行い、顧客の保護に欠け、又は欠けるおそれがないように業務を行う」ことが求められている。
- ◆ 顧客に対する不適當又は不誠実な投資勧誘行為の例[※]は以下のとおり。
 - ✓ 金融商品取引業者の利益を追求する結果として、顧客との一連の取引の経過をみたときに、顧客属性や投資目的に適合しない高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為
 - ✓ 顧客に対し、顧客属性や本来の投資目的に適合しない金融商品を勧誘するため、当該金融商品に適合するような投資目的への変更を、当該顧客にその変更の意味や理由を正確に理解させることなく求める行為
 - ✓ 顧客属性や投資目的を踏まえると複数の金融商品が顧客に適合する可能性のある状況において、合理的な理由がないにもかかわらず、手数料の高い金融商品を勧誘する行為

※ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－2－3－2－1から引用

(参考)ちばぎん証券(第一種金融商品取引業者) 千葉銀行及び武蔵野銀行(登録金融機関)に対する 検査結果に基づく行政処分勧告(勧告日:R5.6.9)

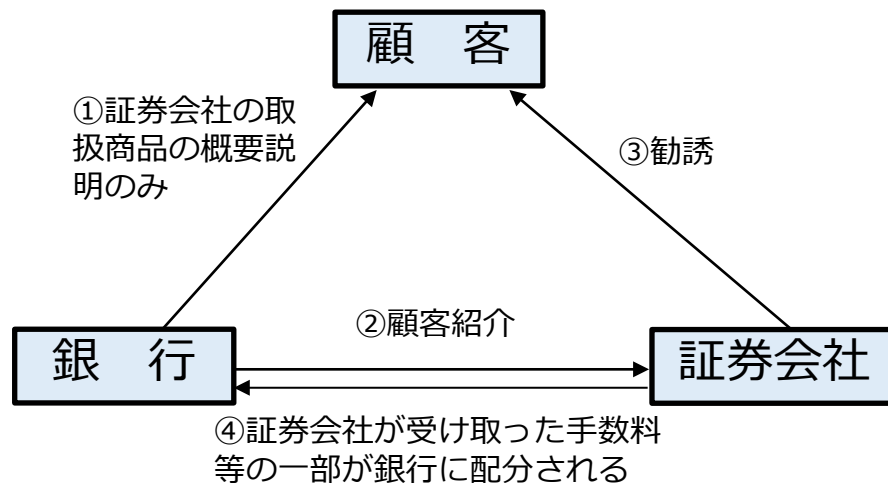
【ちばぎん証券】

- ① 顧客属性を適時適切に把握しないまま、多数の顧客に対し、仕組債の勧誘を長期的・継続的に行っている(適合性原則(金融商品取引法第40条第1号)違反)。
- ② 仕組債の勧誘に際し、少なくとも3顧客に対し、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行っていない(説明義務(金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号)違反)。

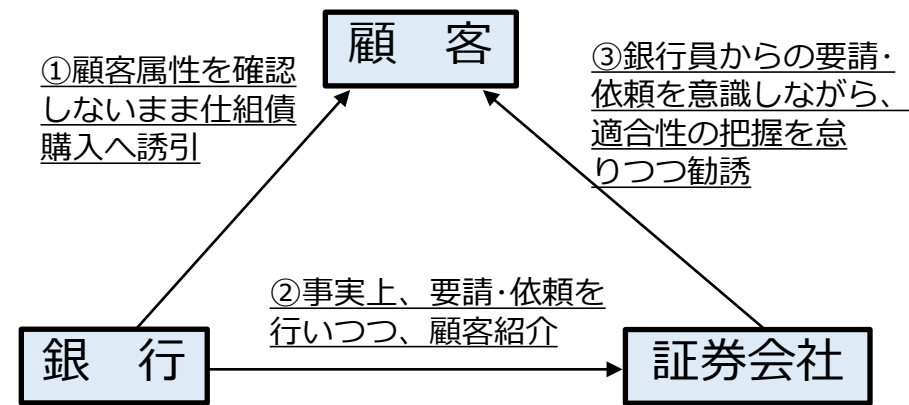
【千葉銀行、武蔵野銀行】

金融商品仲介業務を行うための適切な態勢整備が行われない中で、顧客属性を確認しないまま顧客を仕組債購入へ誘引し、結果として、ちばぎん証券の適合性の原則に抵触する業務運営につながるなど、投資者保護上問題がある(金融商品取引法第51条の2)。

【本来想定されていたビジネススキーム】



【検査で把握された不適切な誘引・勧誘】



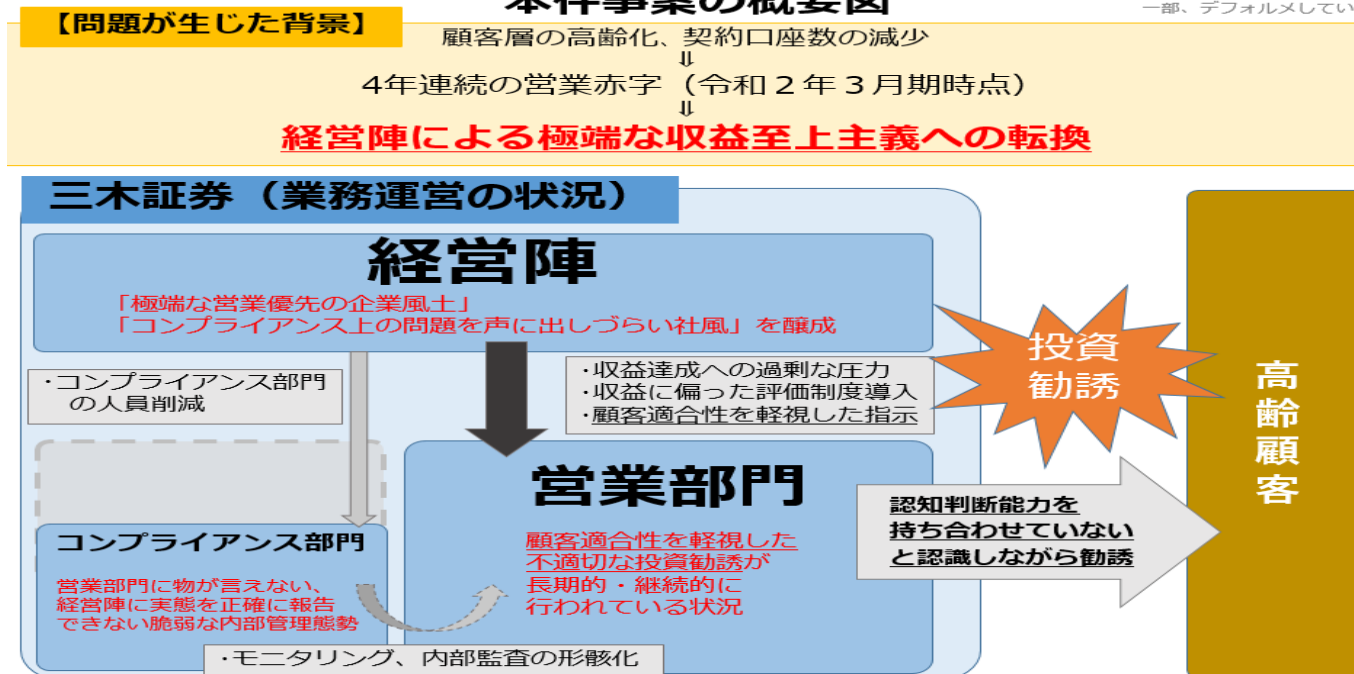
(参考)三木証券に対する検査結果に基づく 行政処分勧告(勧告日:R5.9.15)

<事案概要>

- ① 外国株式の取引の勧誘に際し、少なくとも18顧客に対し、顧客属性に照らして顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行うことなく、金融商品取引契約を締結（説明義務（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号）違反）。
- ② 不適切な
 - ・営業推進態勢（顧客の適合性を軽視した極端な営業優先の企業風土の形成等）、
 - ・法令等遵守態勢（内部管理責任者によるモニタリングや内部監査の形骸化）及び
 - ・経営管理態勢（営業部門に物が言えない、経営陣に実態を正確に報告できない脆弱な内部管理態勢の看過）が認められた。
- ③ ①②の状況について、適合性原則に抵触する不適切な業務運営を継続的に行っていたものと認められる（適合性原則（金融商品取引法第40条第1号）違反）。

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



4. 金商業者等に対する規制(4)

- 証券市場の公正性確保のための当事者 -

- ◆ 証券市場の公正性確保の役割は、監視委、金融庁のみが担っているわけではない
- ◆ 公正な証券市場確保のために、関係者、当事者がそれぞれの規律確保を果たす事が不可欠

《関係者・当事者》

金融商品取引業協会、金融商品取引所、
自主規制法人(日本取引所グループ)

発行
企業

株主

監査
法人

証券
会社

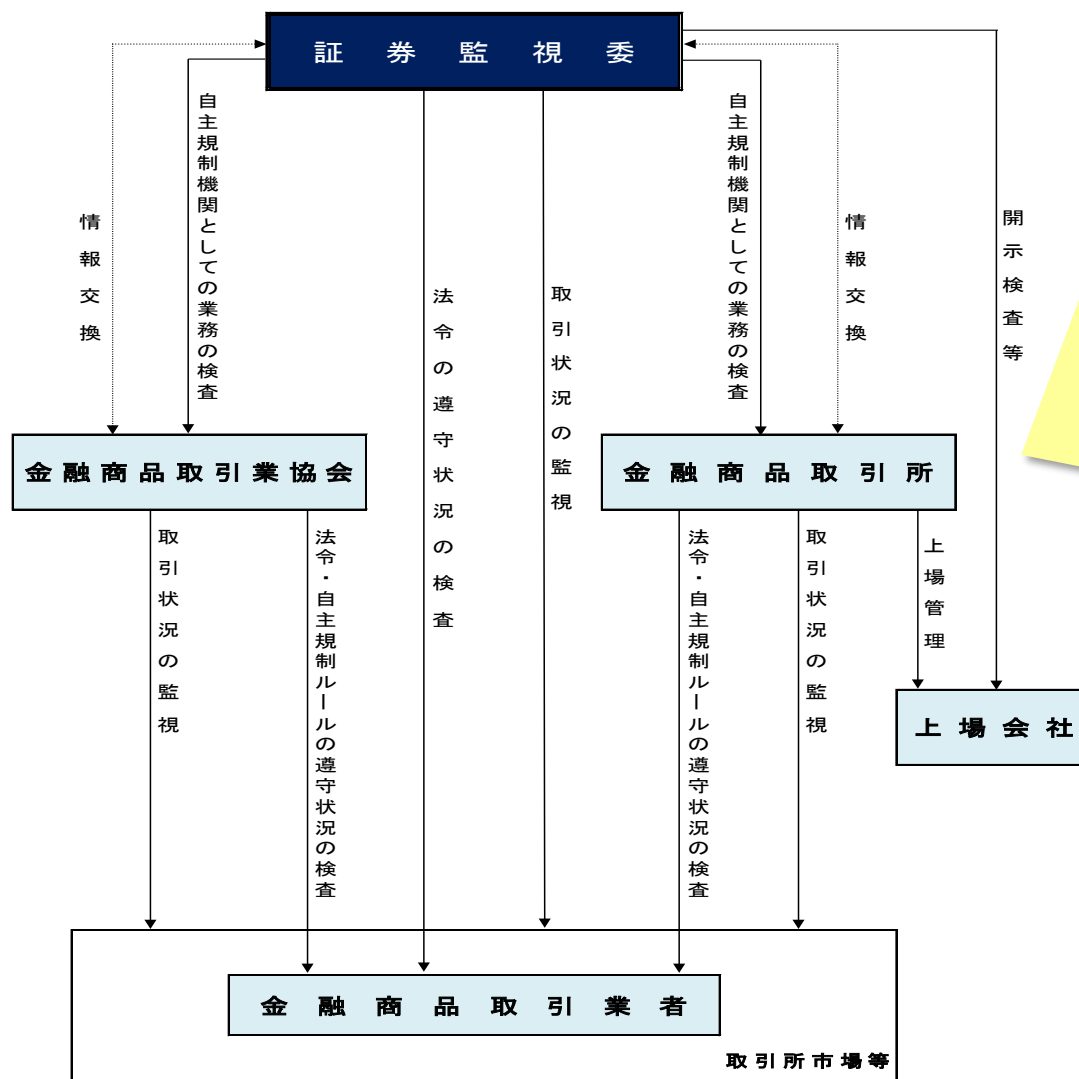
自主
規制
機関

法律
事務所

etc...

4. 金商業者等に対する規制(5)

- 自主規制機関との協働 -



- ◆ 自主規制機関は、日常的な市場監視活動を実施
- ◆ 監視委はこれら自主規制機関と、売買審査などで日常的に連携
- ◆ 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有



4. 金商業者等に対する規制(6)

- 金融商品取引にかかわる機構 -

金融商品取引業協会	日本証券業協会（認可） （一社）投資信託協会（認定） （一社）日本投資顧問業協会（認定） 等
金融商品取引所	日本取引所グループ（東証・大取） 名古屋証券取引所 札幌証券取引所 等
その他の機関	指定紛争解決機関 （例. 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC））等

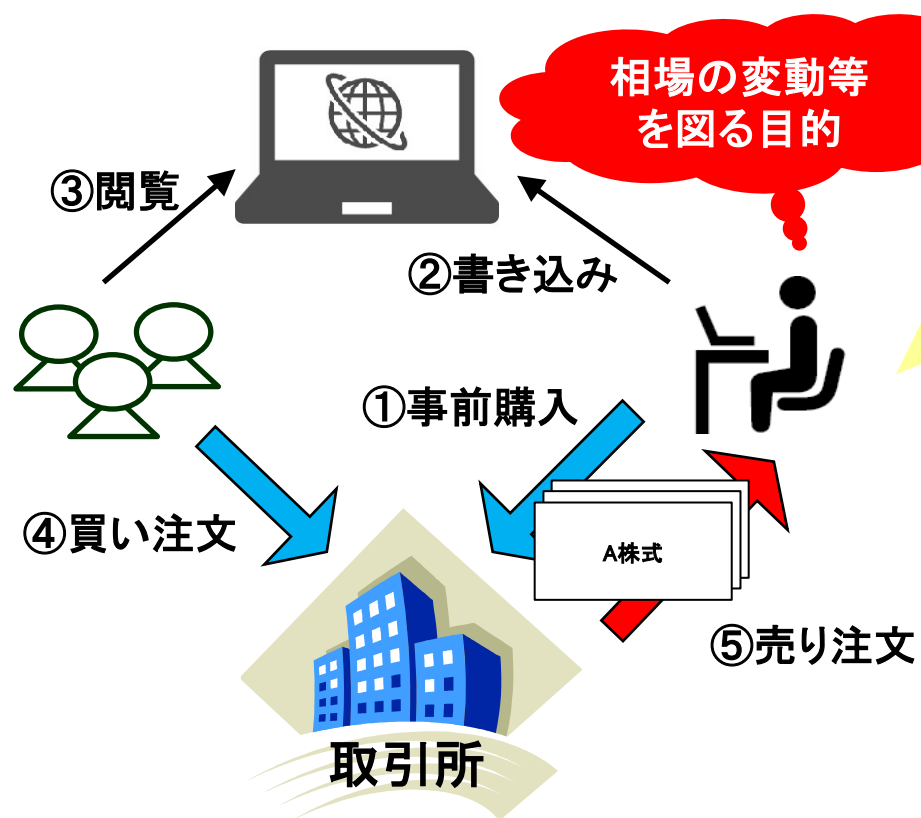


5. 不公正取引防止のための規制(1)

不正行為の禁止 (法157条)	不正行為、詐欺行為等包括的な規定
風説の流布、偽計等の 禁止(法158条)	虚偽の情報を流して投資者を欺く行為等
相場操縦行為等の禁止 (法159条)	相場を人為的に変動させるにもかかわらず、あたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人を誤解させるなどによって自己の利益を図ろうとする行為
インサイダー取引の禁 止(法166条、167条)	上場会社の会社関係者等が内部情報(重要事実)を使って、その公表前に、当該上場会社の株式等の売買を行う行為
情報伝達・取引推奨行 為の禁止 (法167条の2)	上場会社の関係者等が、当該上場会社の株式等の売買をさせることにより、他人に利益を得させ、又は当該他人の損失を回避させる目的をもって、 ✓ 未公表の重要事実を伝達する行為 ✓ 未公表の重要事実を伝達せずに、取引を推奨する行為

5. 不公正取引防止のための規制(2) 風説の流布、偽計等の禁止(法158条)

- ◆ 有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。



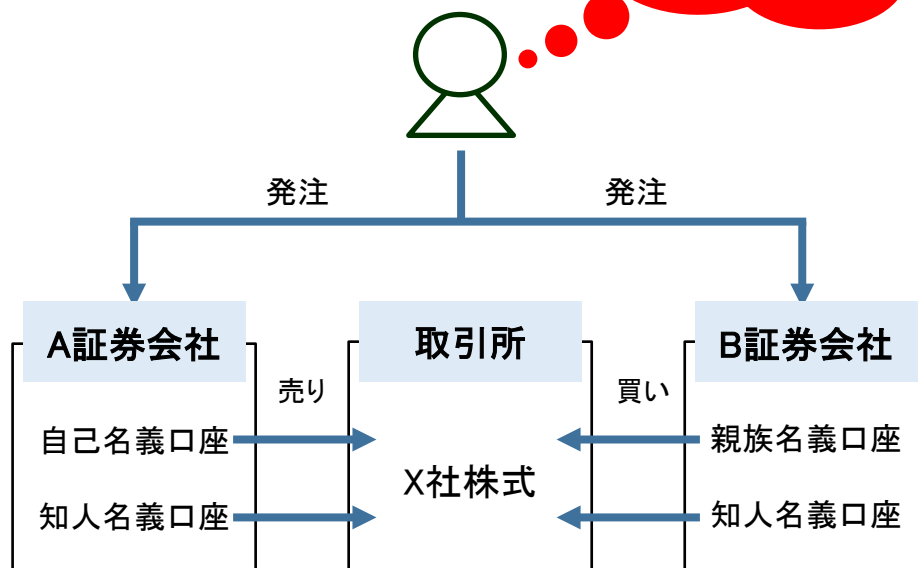
事例

- ◆ 自ら保有する銘柄の株式を高値で売却するため、インターネット上の電子掲示板などに虚偽の情報を掲載
- ◆ 不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、それを見た投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得る

5. 不公正取引防止のための規制(3) 相場操縦行為等の禁止(法159条)

- ◆ 公正な有価証券市場を確立するため、本来正常な需給関係によって形成されるべき相場に作為を加える詐欺的な取引を禁止。

権利の移転を目的とせず、自己の注文同士で売買を行う。



事例【仮装売買】

- ◆ 株式の売買が繁盛に行われているとの誤解を他人に生じさせる目的をもって、自己の注文同士で売買を行う。
- ◆ これによって誘引された投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得る。
- ◆ 当該行為は相場操縦行為のうち【仮装売買】に該当する。

5. 不公正取引防止のための規制(4) インサイダー取引の禁止(法166条、167条)

◆「会社関係者(※1)」「公開買付者等関係者(※2)」又は「第一次情報受領者(※3)」が重要事実等(※4・※5)を知りながら、その公表前に、当該上場会社等の株式等の売買等を行うことを禁止。

※1 会社関係者: 上場会社の役職員や契約締結者の役職員など

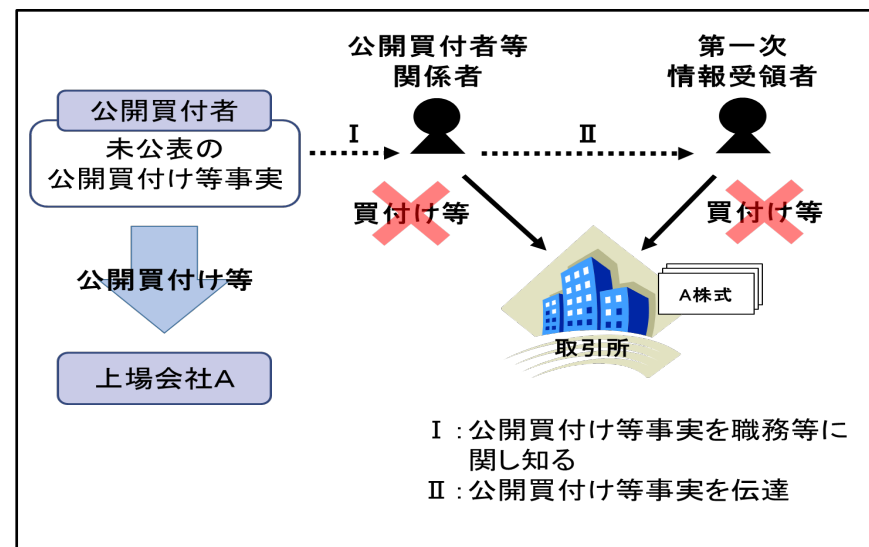
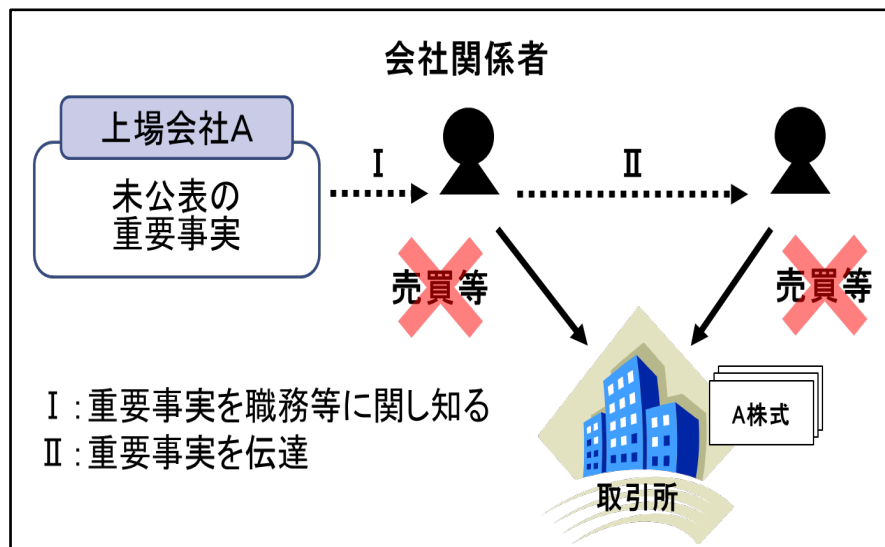
※2 公開買付者等関係者: 公開買付者等の役職員や公開買付け等の対象会社の役職員など

※3 第一次情報受領者: 会社関係者から重要事実の伝達を受けた者又は公開買付者等関係者から公開買付け等事実の伝達を受けた者

※4 重要事実: 上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に影響を及ぼすもの

※5 重要事実等には、公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を含む。

これは、公開買付者等(当該公開買付者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関)が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は当該決定に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。



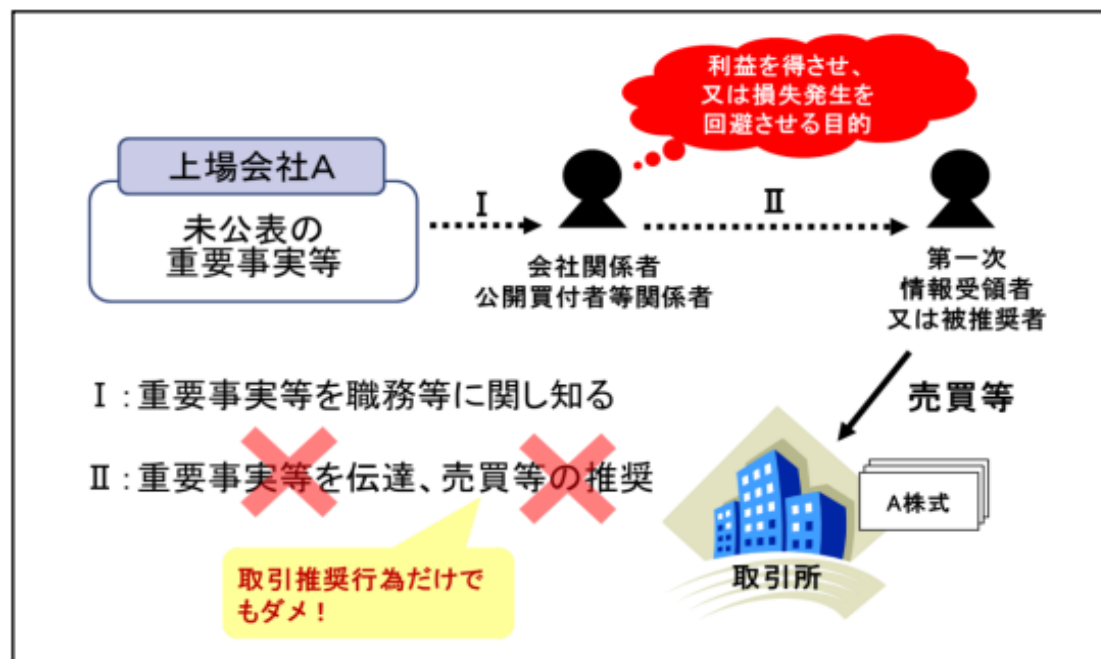
5. 不公正取引防止のための規制(5)

情報伝達・取引推奨行為の禁止(法167条の2)

- ◆ 未公表の重要事実を知っている会社関係者又は未公表の公開買付け等事実を知っている公開買付者等関係者が、他人に対し、公表前に売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、情報伝達又は取引推奨することを禁止。

※ 規制の対象者:

- ・会社関係者(法第166条第1項各号): 上場会社の役職員や契約締結者の役職員など
- ・公開買付者等関係者(法第167条第1項): 公開買付者等の役職員や公開買付け等の対象会社の役職員など





6. 法令違反等事実発見への対応 (法第193条の3)

第九十三條の三 公認會計士又は監査法人が、前條第一項の監査証明を行うに当たつて、**特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実**(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、**当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、**遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、**当該特定発行者に**書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより**通知しなければならない。**

2 前項の規定による通知を行つた公認會計士又は監査法人は、**当該通知を行つた日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項の全てがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、**内閣府令で定めるところにより、**当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。**この場合において、当該公認會計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一 法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

3 前項の規定による申出を行つた公認會計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行つた旨及びその内容を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。



Ⅲ 証券取引等監視委員会について

1. 金商法における証券監視委の位置づけ

◆ 金商法における証券監視委の権限（法194条の7） ※以下は一例

- ✓ 金商業者等に対する報告・資料提出命令及び検査の権限（第2項本文・3項）
- ✓ 課徴金調査権限（第2項8号）
- ✓ 開示書類の提出者等に対する報告・資料提出命令及び検査の権限（第3項）
- ✓ 裁判所への緊急禁止・停止命令の申立権限及び調査権限（第4項）

◆ 証券監視委職員の固有の権限として、犯則事件調査権限を有する（法210条、211条）

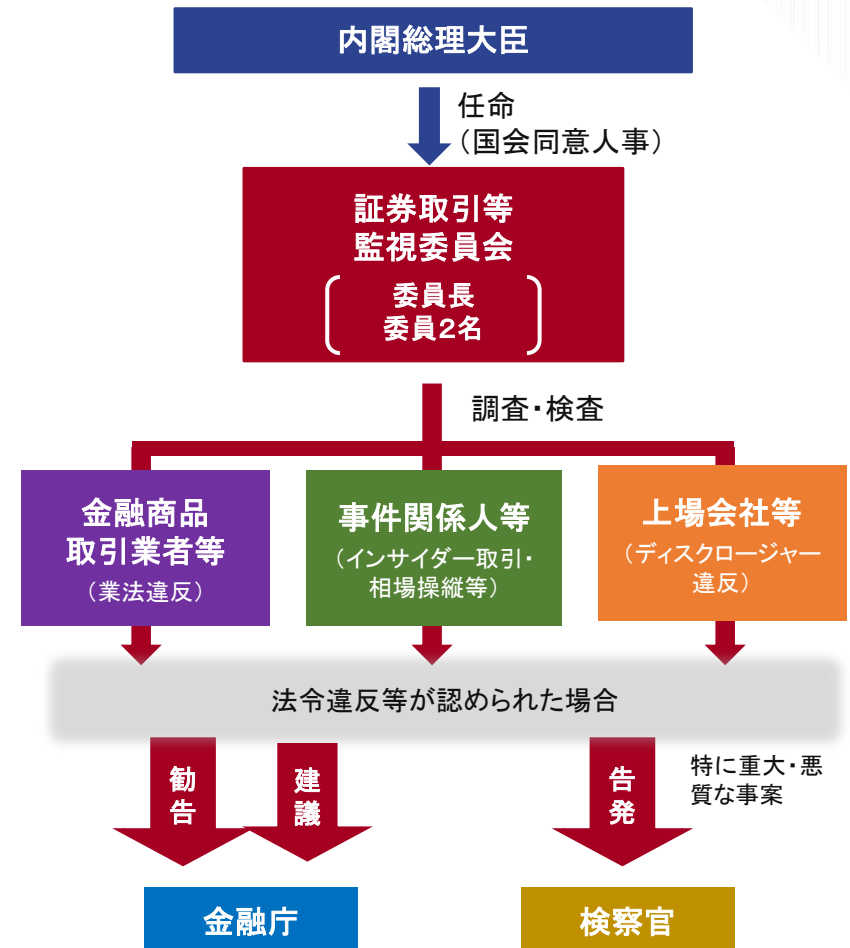
※ 犯則事件調査とは、警察の捜査等と同じような権限に基づいて調査すること。金商法で同権限と告発権限が付与されている。

※ 犯則事件とは、以下に係る事件を指す。

- 有価証券報告書等の虚偽記載等
- 風説の流布、相場操縦、インサイダー取引 等

2. 組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場会社等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



(参考) 委員長及び委員の紹介



委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、(独)国民生活センター理事を経て、令和元年12月より現職(再任)。

委員長 中原 亮一

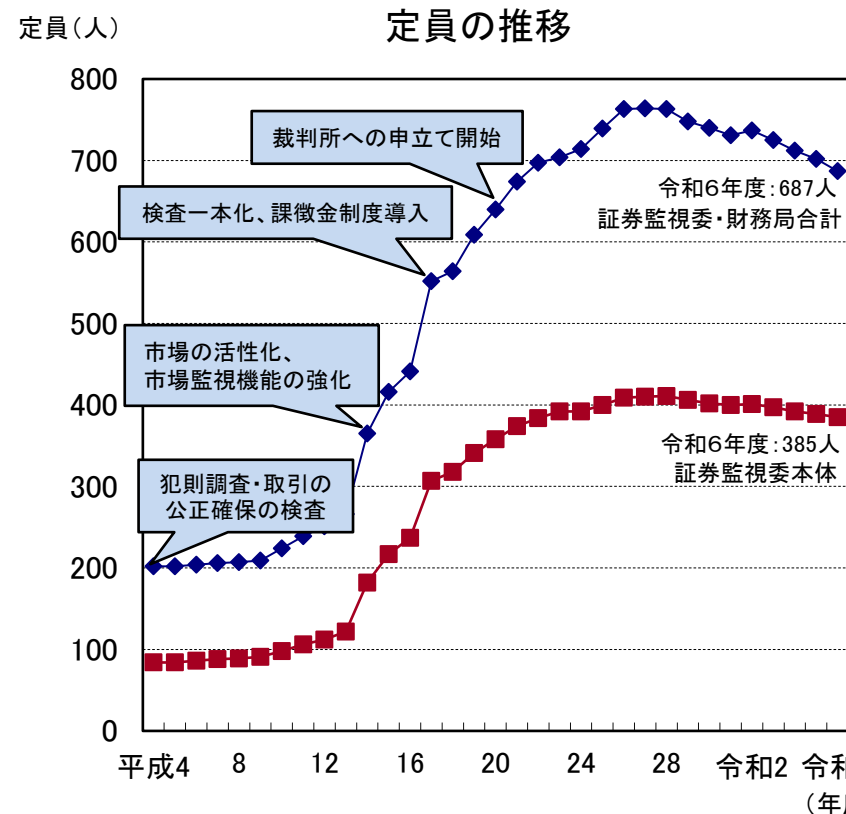
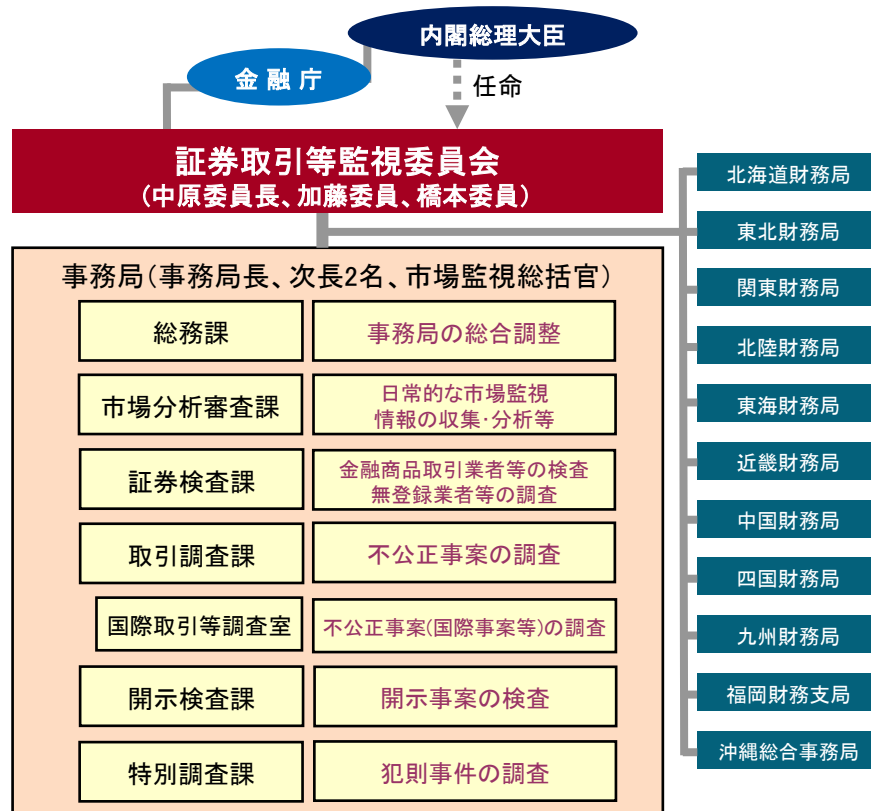
広島高等検察庁検事長、福岡高等検察庁検事長を経て、令和4年12月より現職。

委員 橋本 尚

日本大学商学部教授、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授を経て、令和4年12月より現職。

(参考)証券取引等監視委員会(含財務局等) の機構・定員

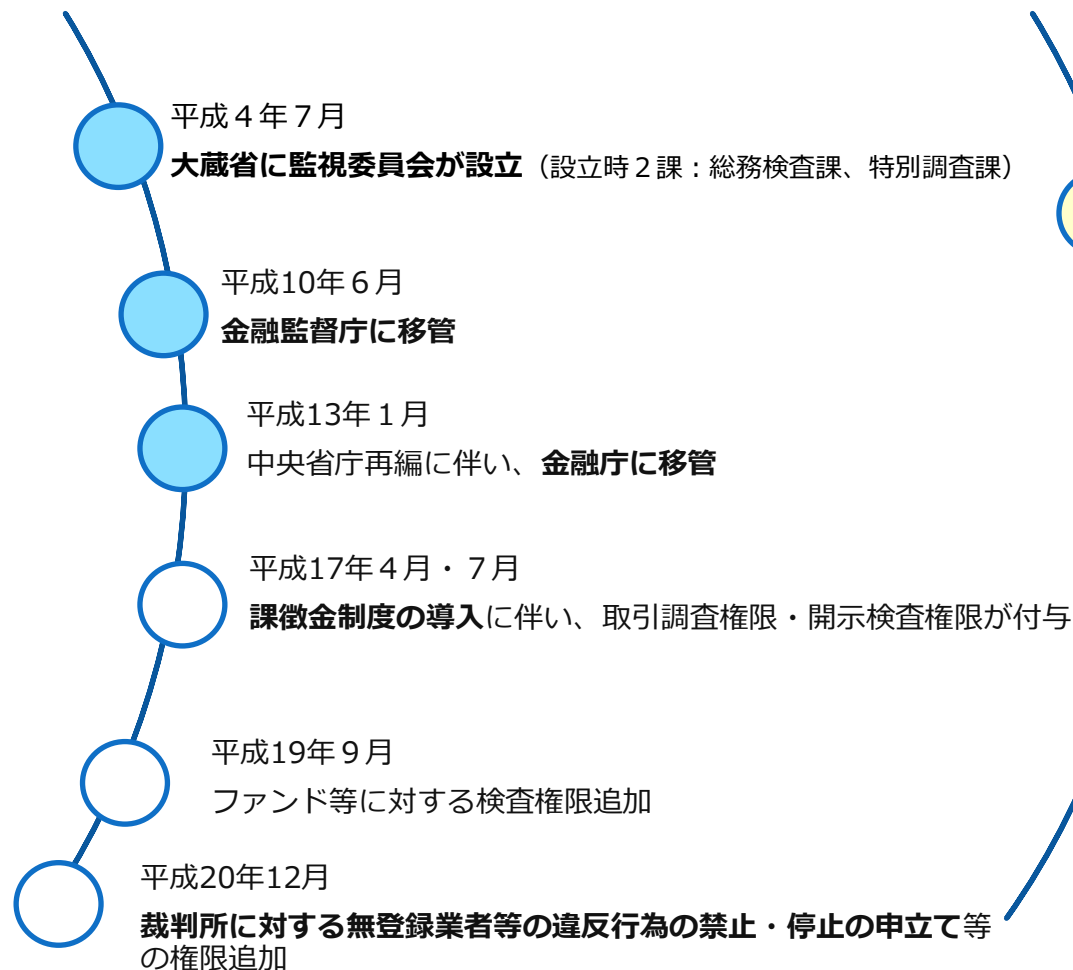
- 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- これら全てを合計した職員数は687人(令和6年度定員。うち、証券監視委は385人)



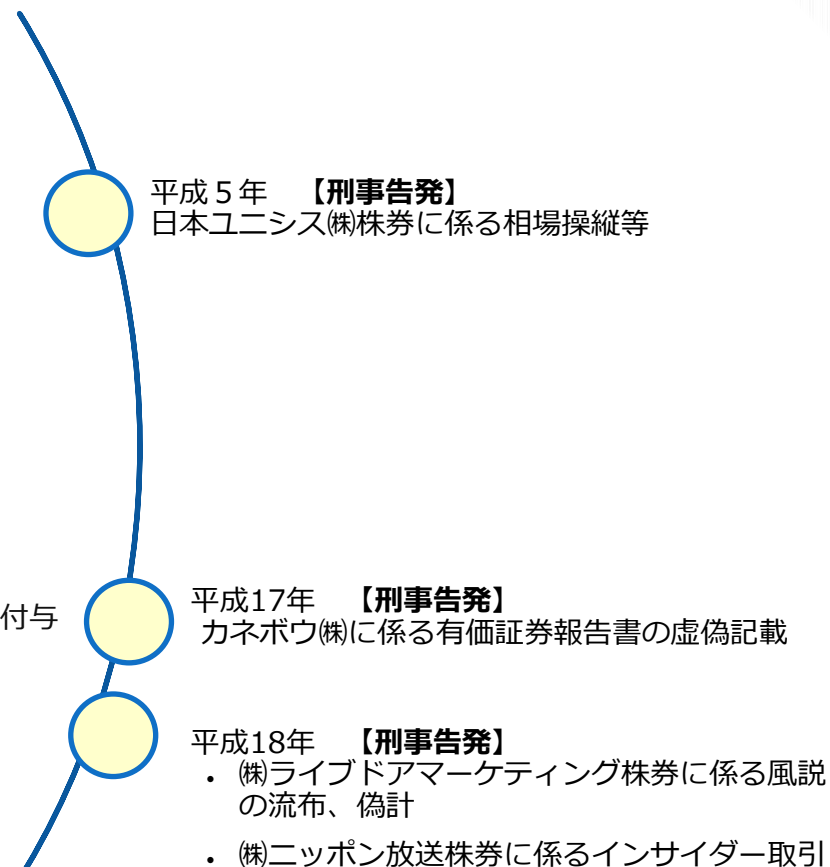
3. 証券取引等監視委員会の軌跡①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化

<監視委員会の体制等の変遷>



<主な出来事・活動>



3. 証券取引等監視委員会の軌跡②

<監視委員会の体制等の変遷>

平成23年 7月

現行の6課（総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課）体制に移行

平成23年 8月

クロスボーダー等の不公正取引に対応するため、取引調査課に**国際取引等調査室を設置**

平成26年 4月

取引推奨行為等に対するインサイダー取引規制導入

平成27年 4月

電磁的記録の証拠保全（デジタル・フォレンジック）に対応するため、**情報解析室を設置**

平成30年 4月

高速取引行為者に対する検査権限追加

令和2年 5月

暗号資産デリバティブ取引や、電子記録移転権利を取り扱う金商業者に対する検査権限追加

令和2年 7月

デジタル化の一層の推進に対応するため、**IT戦略室を設置**

令和3年11月

有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等に対する検査権限追加

<主な出来事・活動>

平成24年【**刑事告発・課徴金勧告**】

オリンパス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載

平成24年【**処分勧告・刑事告発**】

A I J 投資顧問（年金基金）

平成25年【**処分勧告**】

MRI INTERNATIONAL
（米国の診療報酬債権ファンド）

平成27年【**課徴金勧告**】

㈱東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載

平成28年【**処分勧告**】

アーツ証券（レセプト債）

平成29年【**刑事告発**】

アーツ証券ほかによる偽計（レセプト債）

平成30年【**刑事告発**】

令和元年【**課徴金勧告**】

日産自動車㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載

令和2年【**刑事告発**】

㈱ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨

令和3年【**裁判所への禁止命令等の申立**】

SKY PREMIUM INTERNATIONAL, PTE. LTD.及び
その役員1名



3. 証券取引等監視委員会の軌跡③

<監視委員会の体制等の変遷>

<主な出来事・活動>

令和 4 年 4 月

国際金融市場の確立に伴う環境整備の一環として、
国際証券検査室を設置

令和 6 年 7 月

海外当局との協力推進、国際的な取引に関する情報
収集・分析等のため、
国際取引等分析室を設置

令和 4 年【**刑事告発・処分勧告**】

SMBC日興証券(株)
(相場操縦、銀証ファイアウォール規制違反)

令和 5 年【**処分勧告**】

ちばぎん証券(株)ほか 2 先 (適合性原則)

令和 5 年【**処分勧告**】

(株)SBI証券 (作為的相場形成)

令和 5 年【**刑事告発**】

(株)プロルート丸光に係る有価証券報告書の虚偽記載並
びに同社株券に係る風説の流布及び偽計

令和 6 年【**処分勧告**】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)、モルガン・ス
タンレーMUFG証券(株)、(株)三菱UFJ銀行
(銀証ファイアウォール規制違反)

4. 証券取引等監視委員会の活動

－ 1. 市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見

市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析



- 一般投資家等からの情報受付（年間6～8千件）
- インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握
- 新たな金融商品や取引形態、国内外の市場構造変化に関する分析
- 自主規制機関※の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）

情報共有

情報共有

取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見



- インサイダー取引や相場操縦、偽計（架空増資等）などについて、証券会社や取引所から注文データ等を入手し審査（年間約1,000件）
- 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- 自主規制機関※の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

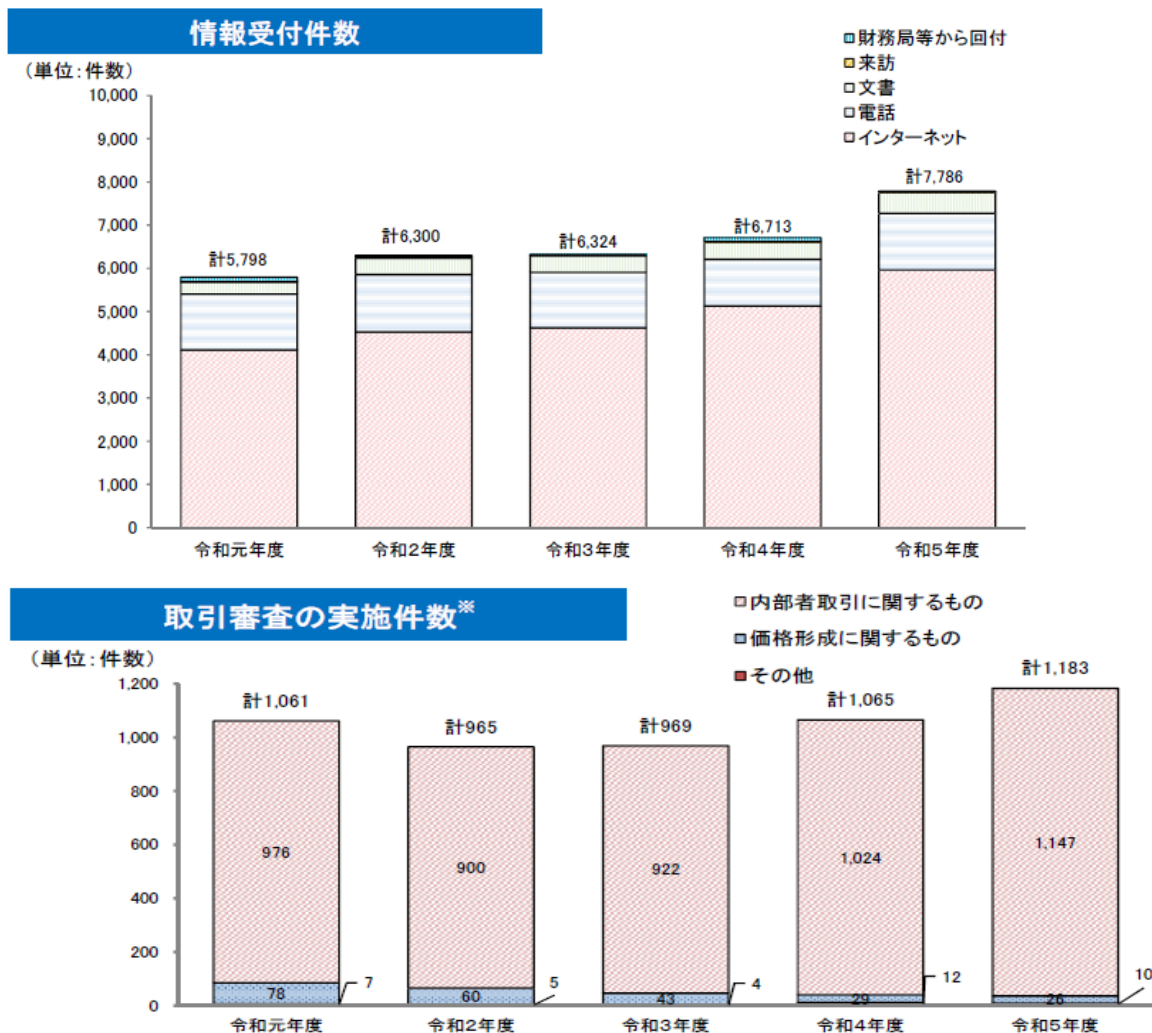
事案送付

調査・検査に活用

※ 自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

(参考)情報の受付件数・取引審査の実施件数

- 情報提供窓口等を通じて7,786件（令和5年度）の情報を受け付けるなど情報収集を行い、こうした情報をもとに、不公正取引の疑いのある取引等について、1,183件（令和5年度）の審査を実施。



※ 情報提供窓口等から得られた情報など様々な情報をもとに証券会社や金融商品取引所等から注文データ等入手し、それをもとに不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した事案の数

(参考) 公益通報窓口

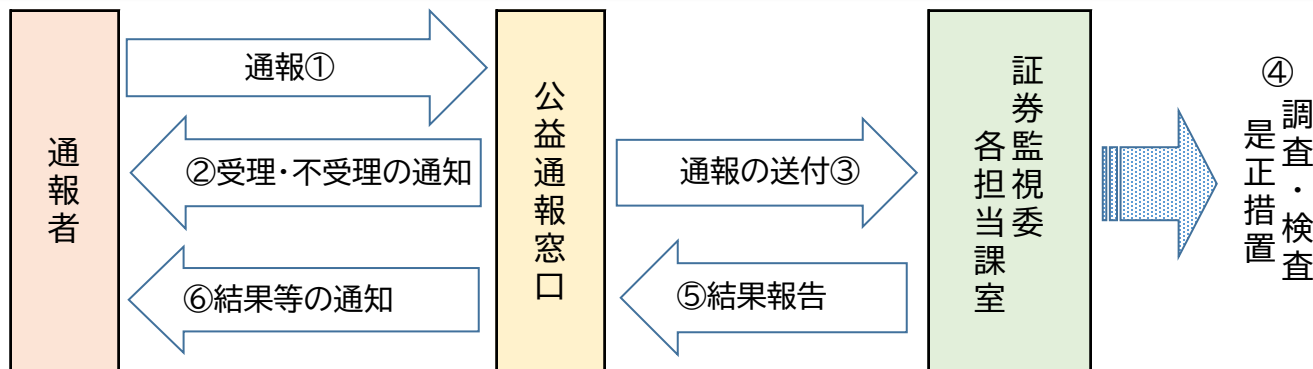
- 公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置。

《通報対象》

- 金融商品取引法に規定する法令違反行為(有価証券報告書の虚偽記載など)が生じ、又はまさに生じようとしている場合
- なお、通報内容は、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等があること など

《通報者の範囲》

- 通報者が通報対象となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者であること など



公益通報窓口

- 通報は、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。
- 電子メール: koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
- 郵送先: 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
「証券取引等監視委員会事務局 公益通報窓口」あて
- FAX(高齢者・障がい者専用): 03-3506-6699 「証券取引等監視委員会 公益通報」と明記して下さい。

4. 証券取引等監視委員会の活動

－ 2. 不公正取引の調査(①取引調査)

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場会社等に対し、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合についても、課徴金納付命令の対象



再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

4. 証券取引等監視委員会の活動

－ 2. 不公正取引の調査(②国際取引等調査)

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- 海外からの発注による不公正取引の調査を実施
- 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMoU[※])に基づく情報提供を依頼
- 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

※ Multilateral Memorandum of Understandingの略。証券監督者国際機構(IOSCO: International Organization of Securities Commissions)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(R6.12現在で130の当局が署名)

4. 証券取引等監視委員会の活動

－ 3. 開示検査課

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場会社等の継続的監視



上場会社等に対する検査

- ・ 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂



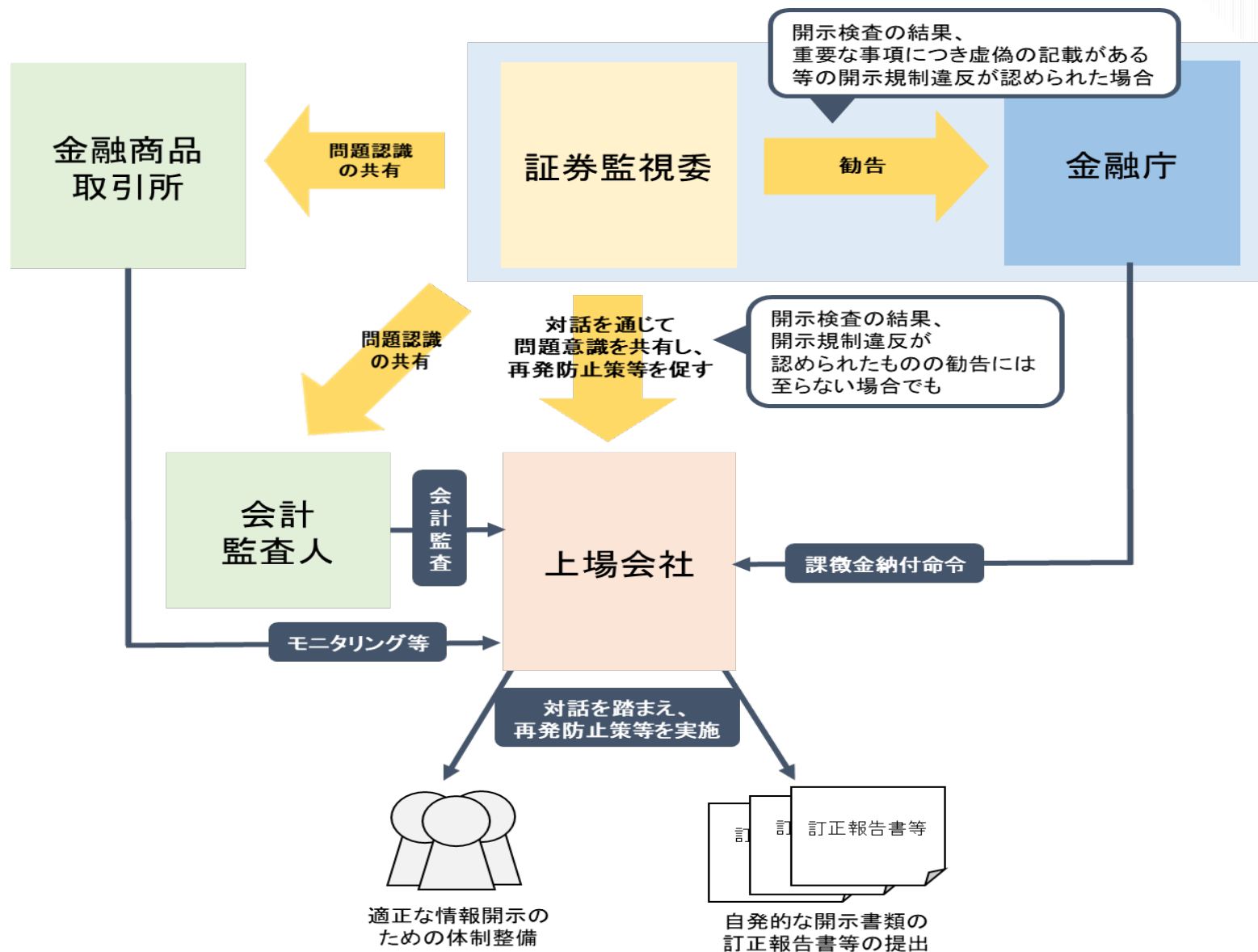
再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- ・ 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表



(参考)開示検査を通じた主な取組み(イメージ図)

"for investors, with investors"



4. 証券取引等監視委員会の活動

- 4. 証券モニタリング

効果的・効率的な証券モニタリングを通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- 効果的・効率的な証券モニタリングを実施するため、約8,500社^{*}に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定

(※) 令和5年度末時点の数値

検査の実施

- 商品内容や取引スキーム、顧客への説明内容等について深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明

行政処分等勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施

再発防止・未然防止

- 金融商品取引業者等の内部管理態勢の充実・強化のための自主的な取り組み等に活用されるよう「証券モニタリング概要・事例集」を公表

検査の結果、重大な法令違反が認められた場合



(参考)証券取引等監視委員会の活動実績 (勧告・告発等件数)

区分 \ 年度	平成4～30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	合計
勧 告	1,082	49	29	20	26	33	1,239
証券検査結果等に基づく勧告(※1)	570	14	5	2	5	8	604
課徴金納付命令勧告(※2)	508	35	24	17	21	25	630
開示書類の虚偽記載等	111	6	10	5	7	8	147
相場操縦	80	5	6	6	6	3	106
インサイダー取引	312	24	8	6	8	13	371
偽計	5	0	0	0	0	1	6
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	1	0	0	5
犯則事件の告発	200	3	2	8	8	4	225
開示書類の虚偽記載等	44	1	0	0	0	1	46
風説の流布・偽計	28	0	0	2	0	1	31
相場操縦	31	0	1	1	1	1	35
インサイダー取引	86	1	1	5	7	1	101
その他	11	1	0	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	86	2	0	0	1	0	89
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	22	3	1	1	2	1	30
建 議	26	0	0	0	1	0	27

※1 金商法改正(平成28年3月施行)に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施

※2 課徴金納付命令勧告(相場操縦、インサイダー取引、偽計)については、命令対象者ベース



IV 証券取引等監視委員会の 主な法執行権限

1. 概要

◆ 調査権限

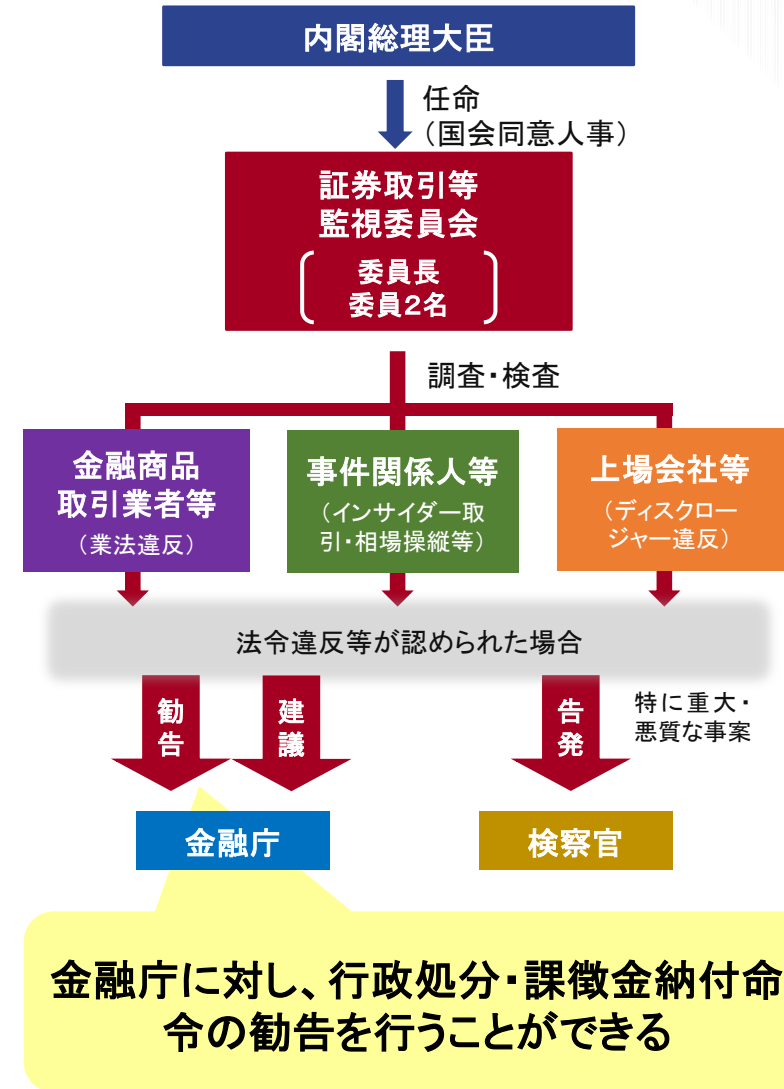
- 証券検査
- 取引調査
- 開示検査
- 犯則事件の調査

◆ 内閣総理大臣及び金融庁長官への行政命令の勧告

- 課徴金納付命令の発出
- 開示書類の訂正報告書等提出命令
- その他必要な行政処分等を行う

◆ 裁判所への禁止命令等の申立て

◆ 犯則調査に基づき、検察へ告発



2. 課徴金制度(1)

◆ 制度の概要

違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課するための行政上の措置

◆ 制度の性格

- 違反者に対して経済的利得相当額を水準とする金銭的な負担を課す制度(行政上の措置)
- 機動的な対応が可能な事後規制
- 同一事件について課徴金を課し、更に刑事罰を科すことも可能

**検査・調査を迅速、効率的に
実施することが可能**

◆ 対象となる主な行為

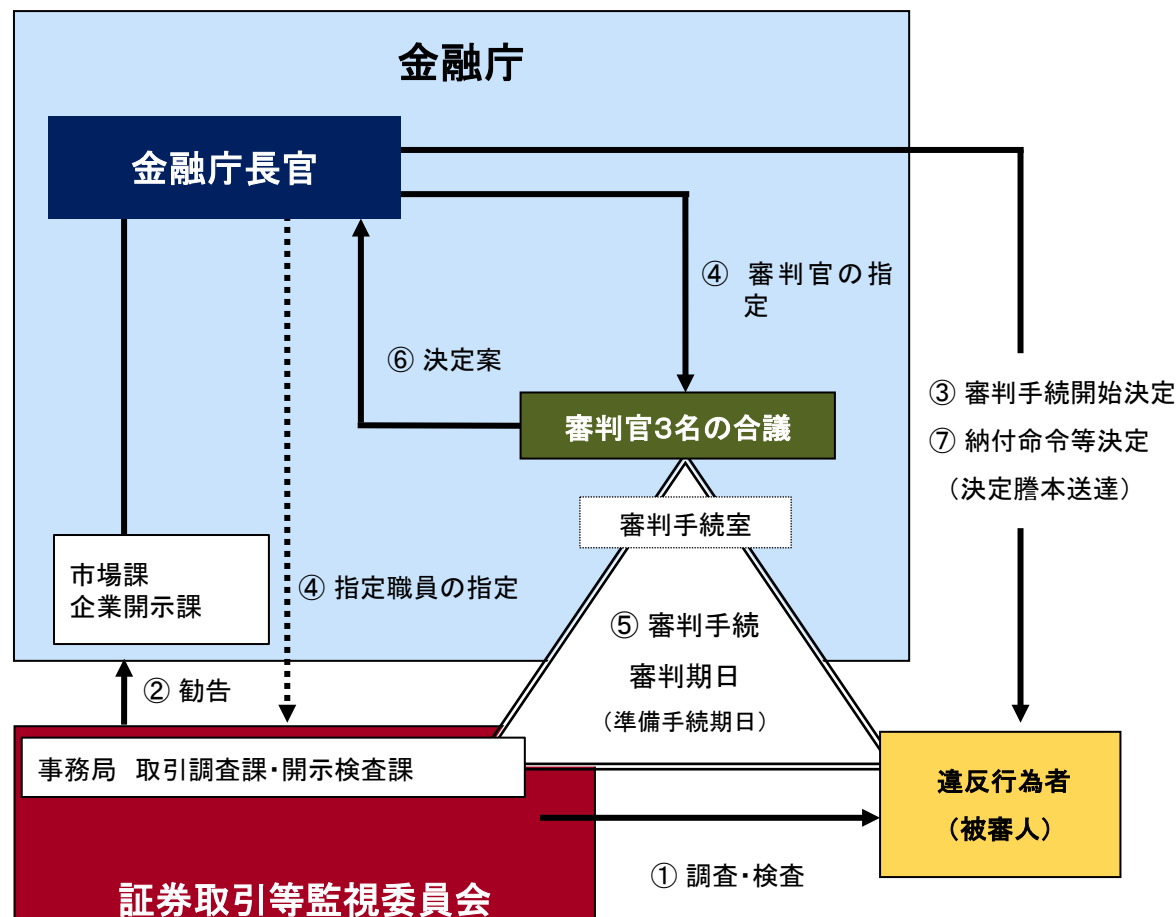
- 開示規制違反
- 不公正取引

2. 課徴金制度(参考): 課徴金の対象範囲

	金商法	対象者
開示規制違反	第172条	有価証券届出書が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
	第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
	第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
	第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
	第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
	第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
	第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
	第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
	第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
	第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
	第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
	第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者
不公正取引	第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
	第174条	仮装・馴合売買をした者
	第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
	第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
	第175条	内部者取引をした者
	第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

2. 課徴金制度(2): 概念図

<課徴金制度概念図>



※ 課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定



2. 課徴金制度(3): 課徴金の加算・減算制度

◆ 違反行為を的確に抑止する観点や、再発防止及び自主的なコンプライアンス体制の構築の促進の観点から設けられたもの

- ✓ 過去5年以内に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合、課徴金の額を1.5倍に加算(法185条の7第15項)
- ✓ 一定の違反行為[※]につき、違反者が当局の調査前に内閣総理大臣に対し違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額を半額に減軽(法185条の7第14項)

※ 一定の違反行為:

発行開示書類等の虚偽記載等、継続開示書類等の虚偽記載等、大量保有・変更報告書等の不提出、法人による自己株式の取得に係る内部者取引 等



2. 課徴金制度(4): 不公正取引における課徴金勧告件数と金額

金額単位: 千円

年度	内部者取引		相場操縦		偽計		合計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17～19	31	90,410	0	0	0	0	31	90,410
平成20	17	59,160	1	7,450	0	0	18	66,610
平成21	38	49,220	5	6,260	0	0	43	55,480
平成22	20	42,680	6	21,260	0	0	26	63,940
平成23	15	26,300	3	5,390	0	0	18	31,690
平成24	19	35,150	13	100,570	0	0	32	135,720
平成25	32	50,960	9	461,050	1	4,096,050	42	4,608,060
平成26	31	38,820	11	524,522	0	0	42	563,342
平成27	22	75,500	12	104,095	1	12,240	35	191,835
平成28	43	89,790	8	281,610	0	0	51	371,400
平成29	21	60,830	5	108,130	0	0	26	168,960
平成30	23	36,650	7	373,405	3	2,050	33	412,105
令和元	24	240,730	5	39,355	0	0	29	280,085
令和2	8	41,610	6	388,830	0	0	14	430,440
令和3	6	55,570	6	47,300	0	0	12	102,870
令和4	8	8,090	6	60,820	0	0	14	68,910
令和5	13	35,270	3	6,030	1	7,900	17	49,200
合計	371	1,036,740	106	2,536,078	6	4,118,240	483	7,691,058

※ 千円未満切り捨てとしているため、各年度の金額を足し合わせた金額と合計欄の金額は一致しない。

2. 課徴金制度(4): 開示規制違反等における課徴金勧告件数と金額

金額単位: 千円

年度	開示規制		その他		合計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17～19	11	700,179	0	0	11	700,179
平成20	11	1,913,909	0	0	11	1,913,909
平成21	9	703,979	1	7,500	10	711,479
平成22	19	1,879,819	0	0	19	1,879,819
平成23	11	569,250	0	0	11	569,250
平成24	9	721,749	0	0	9	721,749
平成25	9	1,048,369	0	0	9	1,048,369
平成26	8	604,640	0	0	8	604,640
平成27	6	7,800,120	0	0	6	7,800,120
平成28	5	425,780	0	0	5	425,780
平成29	2	12,000	0	0	2	12,000
平成30	10	393,430	0	0	10	393,430
令和元	6	2,746,955	0	0	6	2,746,955
令和2	10	2,746,854	0	0	10	2,746,854
令和3	5	397,199	0	0	5	397,199
令和4	7	362,190	0	0	7	362,190
令和5	8	451,845	0	0	8	451,845
合計	146	23,478,275	1	7,500	147	23,485,775

・(株)東芝における有価証券報告書等の虚偽記載
(平成27年12月7日)
・課徴金額: 7,373,500千円

・日産自動車(株)における有価証券報告書等の虚偽記載
(令和元年12月10日)
・課徴金額: 2,424,895千円

・(株)ジャパンディスプレイにおける有価証券報告書等の虚偽記載
(令和2年12月22日)
・課徴金額: 2,163,334千円

※ 千円未満切り捨てとしているため、各年度の金額を足し合わせた金額と合計欄の金額は一致しない。



3. 金商業者等への行政処分

◆ 金商法上、一定の行為を行うには登録、許可、認可等を要する

法令等に違反した場合に、登録等の取り消しといった不利益処分

◆ 行政処分権限は、金融庁長官に委任(金商法194条の7)

金融庁・監視委による調査結果を踏まえて、金融庁長官が行政処分を実施

◆ 最近の処分手例

➤ 三菱UFJフィナンシャル・グループ3社(三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券)に対する検査結果に基づく勧告について(勧告日:R6.6.14)

✓ 法令違反行為:

- 銀証間における不適切な顧客情報の共有等
 - 非公開情報の提供/受領の禁止(ファイアーウォール規制違反)
 - 法人関係情報の管理態勢不備(行員における投機的な利益追求取引を含む)
- 登録金融機関による有価証券関連業の禁止

✓ 勧告に基づく行政処分等(R6.6.24):

- 三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFG証券に対する業務改善命令
- 三菱UFJ銀行及び三菱UFJフィナンシャル・グループに対する報告徴求

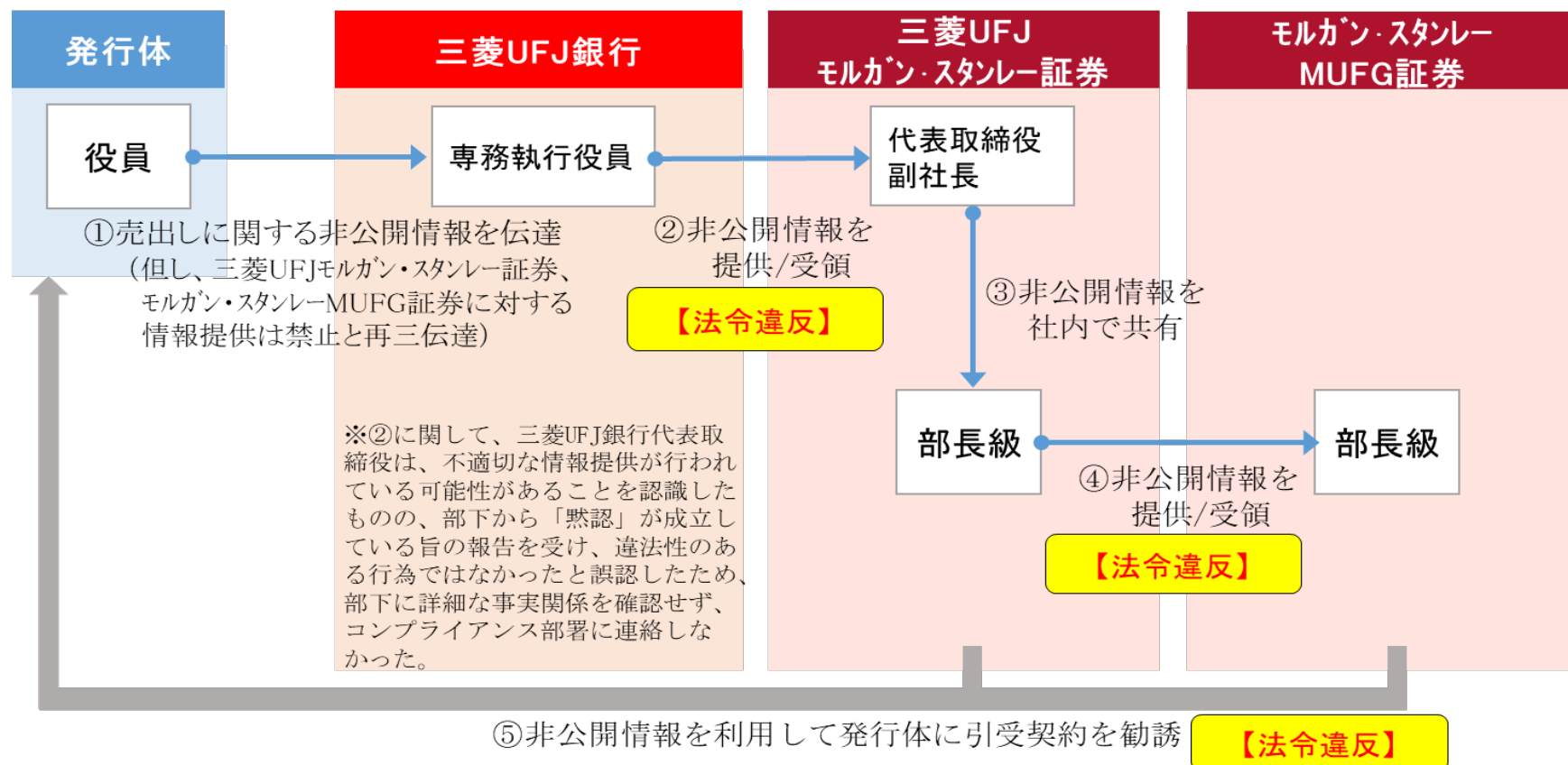
(参考)三菱UFJフィナンシャル・グループ3社に対する 行政処分勧告(勧告日:R6.6.14)①

(1)銀証間における不適切な顧客情報の共有等

～非公開情報の提供/受領の禁止(ファイアーウォール規制違反)～

<事案概要>

顧客が、三菱UFJ銀行に対して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券への情報提供を禁止していたにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に情報を提供し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は三菱UFJ銀行から受領した情報をモルガン・スタンレーMUFG証券に提供した。三菱UFJモルガン・スタンレー証券、モルガン・スタンレーMUFG証券は受領した情報を利用して顧客に勧誘を行った。



(参考)三菱UFJフィナンシャル・グループ3社に対する 行政処分勧告(勧告日:R6.6.14)②

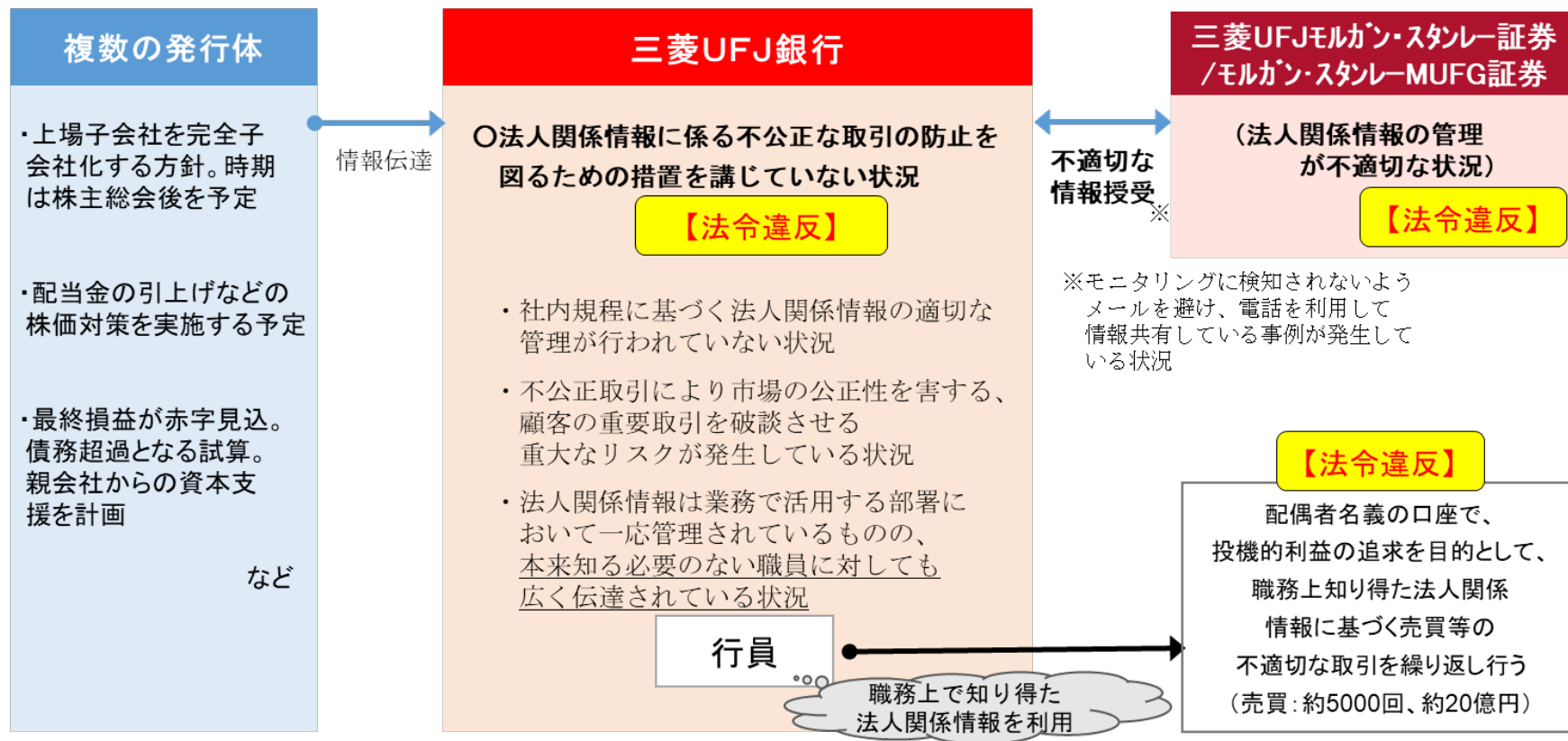
(1)銀証間における不適切な顧客情報の共有等

～法人関係情報の管理態勢不備(行員における投機的な利益追求取引を含む)～

<事案概要>

三菱UFJ銀行の行員は、顧客の意思に反し、不適切な法人関係情報の授受を繰り返し行っているなど、法人関係情報を適切に管理できていない状況。一部部署では、Need to Know原則に反し、本来知る必要のない職員に対しても法人関係情報が広く伝達されている状況。このような管理態勢不備に起因して、行員個人の不適切取引が発生している状況。

(注)Need to Know原則:顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則
〔金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-4などを参照〕

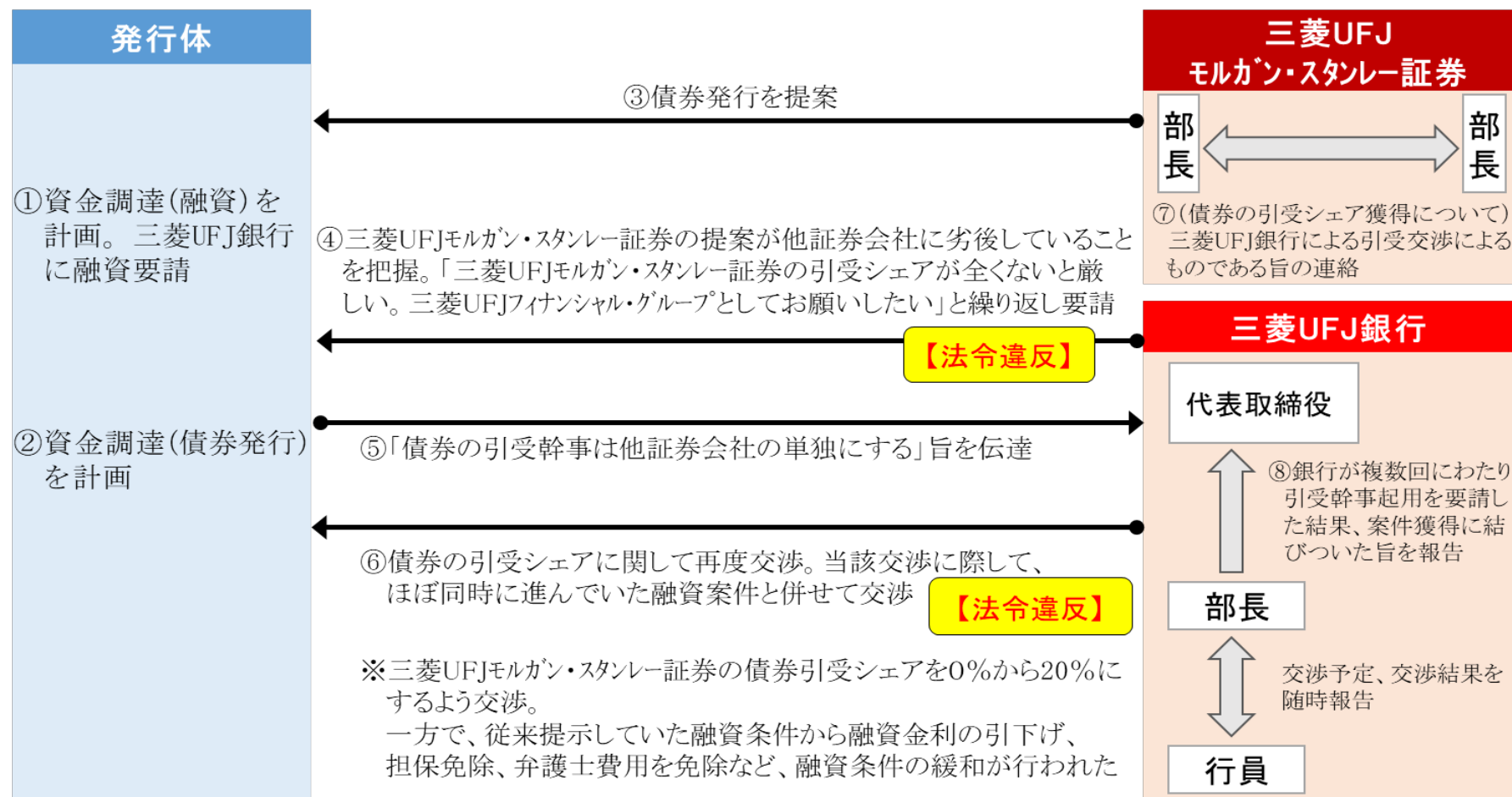


(参考)三菱UFJフィナンシャル・グループ3社に対する 行政処分勧告(勧告日:R6.6.14)③

(2)登録金融機関による有価証券関連業の禁止①

<事案概要>

登録金融機関（銀行）による有価証券関連業（引受業務）は禁止されているにもかかわらず、三菱UFJ銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受幹事シェアに関する交渉を繰り返し行った。

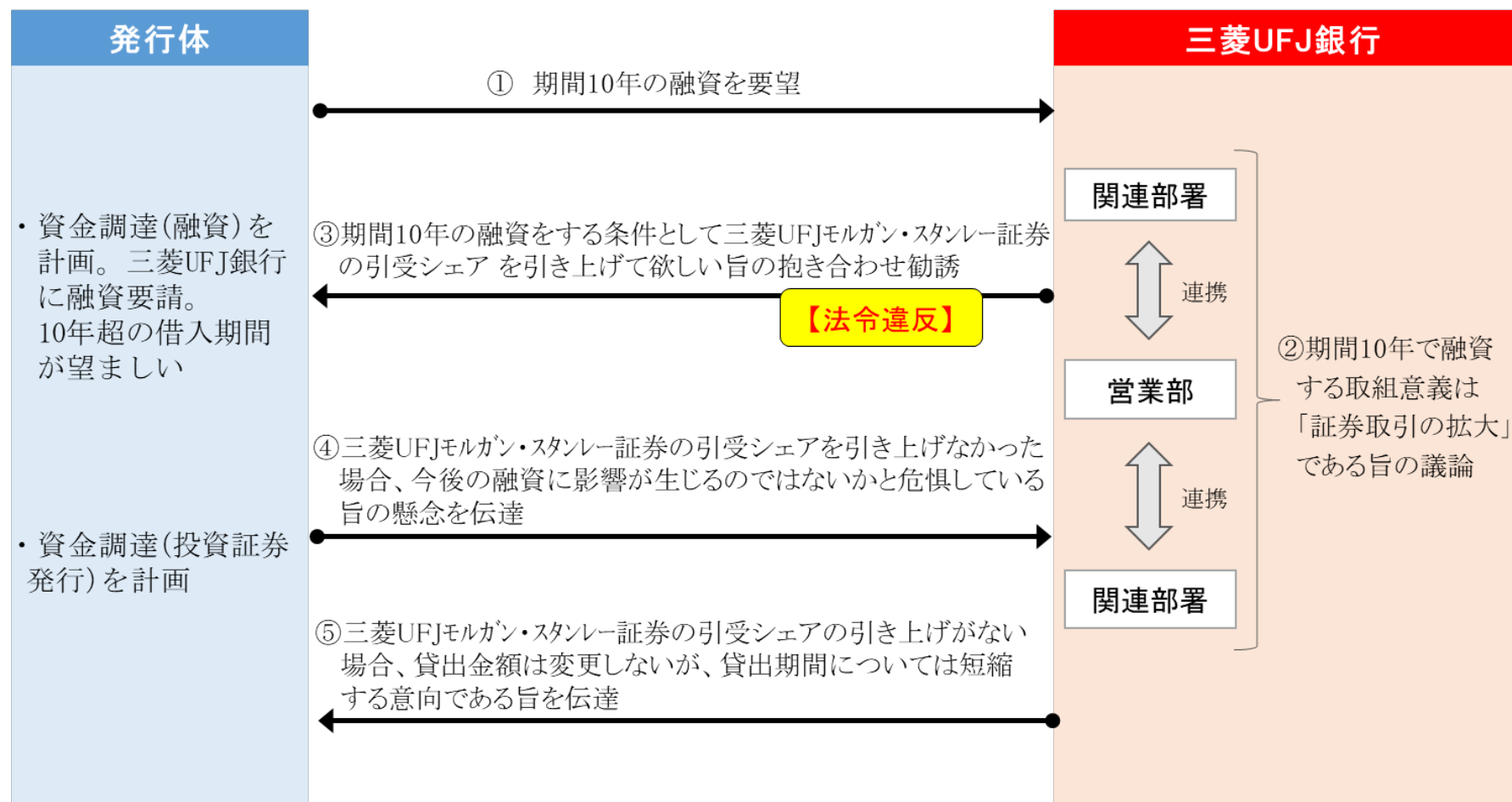


(参考)三菱UFJフィナンシャル・グループ3社に対する 行政処分勧告(勧告日:R6.6.14)④

(2)登録金融機関による有価証券関連業の禁止②

<事案概要>

登録金融機関（銀行）による有価証券関連業（引受業務）は禁止されているにもかかわらず、三菱UFJ銀行は、所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受シェアを引き上げて欲しい旨の抱き合わせ勧誘を行った。



4. 裁判所の禁止又は停止命令

◆ 概要

行政処分だけでは対応できない金商法違反行為の禁止又は停止を行うために必要な規定(裁判所が緊急差止命令発令)

◆ 主な要件(金商法第192条第1項)

- ① 緊急の必要がある
- ② 公益及び投資者保護のため必要かつ適当

無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為など

◆ 差し止め対象行為

金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為

※ 金商業者に限らず「何人も」差止命令の相手方となり得る

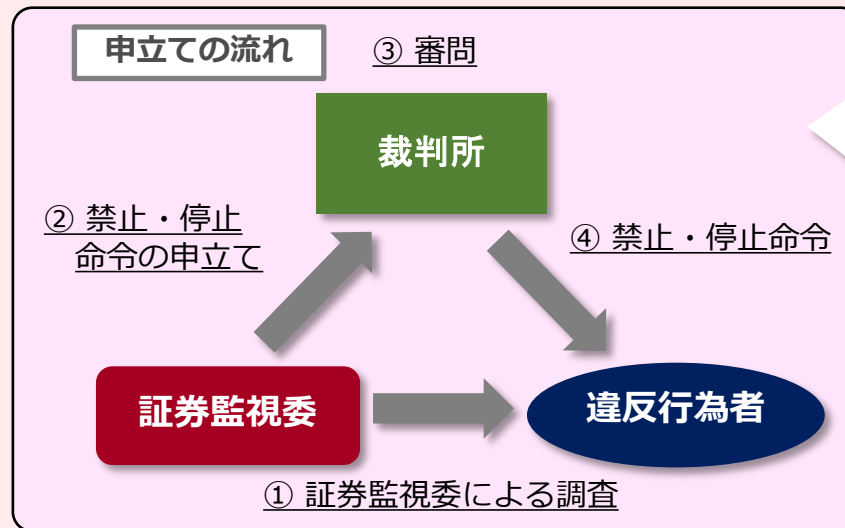
◆ 差し止め対象となった事例

- ✓ 無登録での投資一任契約の締結の媒介(投資助言・代理業)
- ✓ 無登録でのファンドの募集の取扱い等及び社債の無届募集

5. 無登録業者等への取組み

裁判所への禁止命令等の申立て

- ・ 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- ・ 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
(平成20年12月、証券監視委の権限として追加)
- ・ 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



(裁判所の禁止又は停止命令)

第百九十二条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為

無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数

年度	H22~H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 12月末時点	累計
件数	17	1	2	2	3	1	1	2	1	1	31

(注) 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分権限の導入(平成28年3月)以前において、同者に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数が含まれていることに留意。

6. 犯則調査

※犯則調査とは、警察の捜査等と同じような権限に基づいて調査すること。金商法で同権限と告発権限が付与されている。

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

- ・ 犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施

強制調査

- ・ 裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

- ・ 調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発



6. 犯則調査：刑事罰（例）

カテゴリー	具体的な違反行為	罰則
開示規制違反	有価証券届出書等の重要事項の虚偽記載	10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金
	有価証券届出書等の不提出	5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)5億円以下の罰金
不公正取引	インサイダー取引、 情報伝達・取引推奨行為の 禁止	5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)5億円以下の罰金
	風説の流布、偽計等	10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金
	相場操縦	10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金



V 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第11期)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券取引等監視委員会 中期活動方針 （第11期：2023年～2025年）

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券監視委 の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

I. 網羅的な市場監視に 向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な把握・分析
- (3) 国際連携の強化

II. 効果的・効率的な 調査・検査

- (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取り組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

III. 市場規律強化に向けた 実効的な取り組み

- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 職員の戦略的な育成・活用等
- 財務局との協働・連携の推進

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視^(※1)による

- ① 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
- ② 資本市場の健全な発展への貢献
- ③ 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、節目となる30周年を迎えるとともに、第11期^(※2)が発足しました。

この間、累次の制度改革等により、市場監視権限の充実・強化が図られるとともに、新たな商品・取引等の出現により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進展しました。加えて、足下、新型コロナウイルス感染症や地政学リスクの高まり、経済安全保障を巡る情勢等により、市場を取り巻く環境は大きく変化しているほか、第11期の期間中においても、新たな環境変化が生じる可能性もあります。

証券監視委は、こうした大きな環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「Ⅰ．網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」「Ⅱ．効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ．市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

(※1) 市場監視とは、市場モニタリング、取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等を含む、証券監視委の活動全般を指す。

(※2) 証券監視委の委員長及び委員の任期は3年とされており（金融庁設置法第13条第1項）、この3年の期間を「1期」と呼んでいる。



具体的な施策①

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

(1) 有用情報の収集

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

(2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止・早期発見につなげます。
- 市場・上場企業を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場企業による開示の充実に向けた取組み等への確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行います。

(3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。



具体的な施策②

II. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明することにより、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

(7) 投資者被害事案に対する積極的な取り組み

- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。

(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等（例えば、潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等）についても、積極的に対応します。



具体的な施策③

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集につなげます。

(10) 関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。



具体的な施策④

市場監視の専門機関としての能力向上

○ デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進します。

○ 職員の戦略的な育成・活用等

- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

○ 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め意思疎通をしっかりと確保し、一体的な業務運営を図っていきます。



VI 勧告・告発等事例

<開示規制違反事例①>

日本フォームサービス(株)における有価証券報告書等の 虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(勧告日:R1.12.6)

<事案概要>

- ・ 課徴金額 2,400万円
- ・ 概要

当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等の不適正な会計処理を行った。

また、有価証券報告書中「コーポレート・ガバナンスの状況」において、取締役会の開催状況等について、実態とは異なる記載を行った。

これらにより、当社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載に対して課徴金勧告を行った初の事例。

公認会計士・監査審査会は、課徴金納付命令勧告と同日に、当社の会計監査人に関し、当社等に対する不適正な監査業務等を理由として行政処分等の措置を勧告。

有価証券報告書

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンスの状況

- 第5 経理の状況
 - 1 連結財務諸表等
 - (1) **連結財務諸表**

虚偽記載

「取締役会は…原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、…」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった。

この他にも、多数の虚偽記載を認定。

虚偽記載

- ・ 子会社における売り上げ前倒し計上等
- ・ 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上
- ・ 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作
- ・ 架空棚卸資産の計上

等



(参考) 監査法人大手門会計事務所に対する 検査結果に基づく勧告について(抄)

令和元年12月6日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所(以下「当監査法人」という。)を検査した結果、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

1. 業務管理態勢

最高経営責任者は、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足していた。こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

2. 品質管理態勢

監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなどについて重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

検証した全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められており、著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

<開示規制違反事例②>

日産自動車(株)における有価証券報告書等の 虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(R1.12.10)

<事案概要>

- ・ 課徴金額 24億2,489万5,000円
- ・ 概要
当社は、有価証券報告書中の「コーポレート・ガバナンスの状況」の役員報酬等に関する情報において、
 - 連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬等
 - これらの役員を含む、役員区分ごとの報酬等の総額等
 について、実態とは異なる記載を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載のみを対象として課徴金勧告を行った初の事例。

有価証券報告書

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況
 - コーポレート・ガバナンスの状況
 - 役員の報酬等**
 - ・
 - 第5 経理の状況
 - 1 連結財務諸表等
 - ・
 - ・
 - ・

虚偽記載

- ・ 代表取締役会長(当時)の金銭報酬のうち、別名目とした繰延報酬を不開示
- ・ 代表取締役(当時)の1億円以上であった金銭報酬を不開示
- ・ 株価連動型インセンティブ受領権(SAR)について、各取締役への権利付与時の公正価値(開示済)と各取締役の権利行使時の支給額との差額を不開示等

<開示規制違反事例③>

(株)ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の 虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(勧告日:R4.12.9)

<事案概要>

- ・ 課徴金額 2億573万円

- ・ 概要

当社(勧告当時は「東証グロース市場」)は、連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上や、役員貸付金に対する貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理を行った。

また、当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等(以下「重要事象等」)が存在するにもかかわらず、有価証券報告書等にその旨及びその具体的な内容を記載しなかった。

この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載があり、また、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

<本事案の特色>

- ・ 非財務情報である重要事象等の不記載に対し、課徴金納付命令勧告を行った初の事案。
- ・ 当社は、内部管理体制等について改善の見込みがなくなったとして、令和5年8月に上場廃止となった。

【主な違反行為事実の概要】

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

・ 事業等のリスク

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

第5 経理の状況

不記載の内容

- 重要事象等※が存在するにもかかわらず、「事業等のリスク」において、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。

企業内容等の開示に関する
内閣府令(抜粋)
第二号様式
(31) 事業等のリスク
b 重要事象等が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。...

※将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等

(参考) 非財務情報の開示①

「令和5事務年度 開示検査事例集(※)」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20240911.html>

監視委
コラム



非財務情報の重要性が増してきています！

有価証券報告書における財務情報及び非財務情報は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。特に非財務情報については、財務情報を補完し、企業と投資者との対話の基盤として重要性を増してきており、これまでも非財務情報の開示の充実化に向けた取組みが進められてきました。

○ 非財務情報とはどんな情報？

非財務情報は、一般に、法定開示書類（有価証券報告書等）において提供される情報のうち、金融商品取引法第193条の2が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指します。具体例としては、以下の記載項目等があります。

有価証券報告書における非財務情報の記載項目

- ・ 第1 企業の概要【従業員の状況など】
- ・ 第2 事業の状況【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、
サステナビリティに関する考え方及び取組など】
- ・ 第3 設備の状況【設備投資等の概要など】
- ・ 第4 提出会社の状況【コーポレート・ガバナンスの状況等など】

次頁に続く

(参考) 非財務情報の開示②

こうした中、更なる非財務情報の開示の充実を促すため、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設などが盛り込まれた改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」が令和5年1月に施行されました（令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用）。

○ 非財務情報の開示規制違反にも目を光らせています！

このように、非財務情報は、資本市場にとって極めて重要な情報であり、虚偽記載等を行うことは許されるものではありません※。

このため、証券監視委では、投資者に正確な情報が提供されるよう、非財務情報を含め、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析、開示検査を実施していきます。

※ ただし、令和5年1月に「企業内容等開示ガイドライン」が改正され、有価証券報告書等に記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと等が明確化されています。

<開示規制違反事例④>

三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出及び 変更報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(勧告日: R6.6.28)

<勧告内容>

➤ 勧告対象 (()内は課徴金額)

- ① 株式会社シンシア工務店 (32万円)
- ② 大量保有者A (個人) (40万円)
- ③ 株式会社和円商事 (26万円)

<事案概要・特色>

- ✓ 上記勧告対象者は、株式会社三ツ星株式について、法定提出期限(※)までに大量保有報告書又は変更報告書を提出せず、また、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を関東財務局長に提出した。

※大量保有報告書及び変更報告書の提出期限は、各提出事由の発生日の翌日から5日(土曜、日曜及び祝日等を除く。)である。

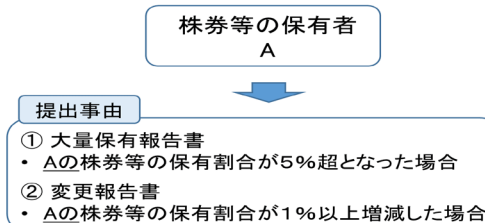
- ✓ 大量保有報告制度違反について、複数の者に対し課徴金納付命令勧告を行った初めての事案。

- 大量保有報告制度では、法人・個人にかかわらず、下記①又は②に該当した場合、該当した日から5日以内に、「大量保有報告書」又は「変更報告書」を提出しなければならない。
- ① 上場会社の株券等の保有割合が5%を超えた場合(「大量保有報告書」)
- ② その割合が1%以上増減するなどした場合(「変更報告書」)
- 株券等の保有割合の計算にあたっては、共同保有者(共同して株券等の取得や議決権の行使をすること等を合意している他の保有者)の保有株券等の数も加算することとされている。

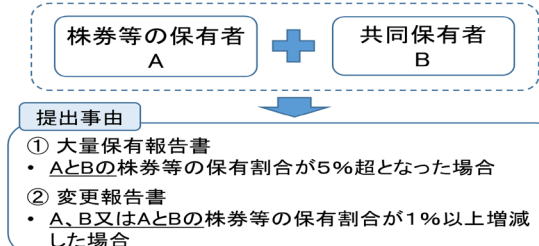
⇒ 違反行為者は、上記①又は②に該当し、提出義務が生じていたにもかかわらず、法定期限内に大量保有報告書等を提出しなかった。

<大量保有報告書等の主な提出事由>

【共同保有者がいない場合】



【共同保有者がいる場合】



大量保有報告書等の提出(提出事由が生じた日から5日以内に提出する義務あり)

本件において、違反行為者は、提出義務が生じていたにもかかわらず、大量保有報告書等を法定期限内に提出しなかった。

※上記イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

<開示規制違反事例⑤>

サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の 不提出及び変更報告書の虚偽記載等に係る課徴金納付命令勧告 (勧告日: R6.9.10)

<勧告内容>

➤ 勧告対象 (())内は課徴金額)

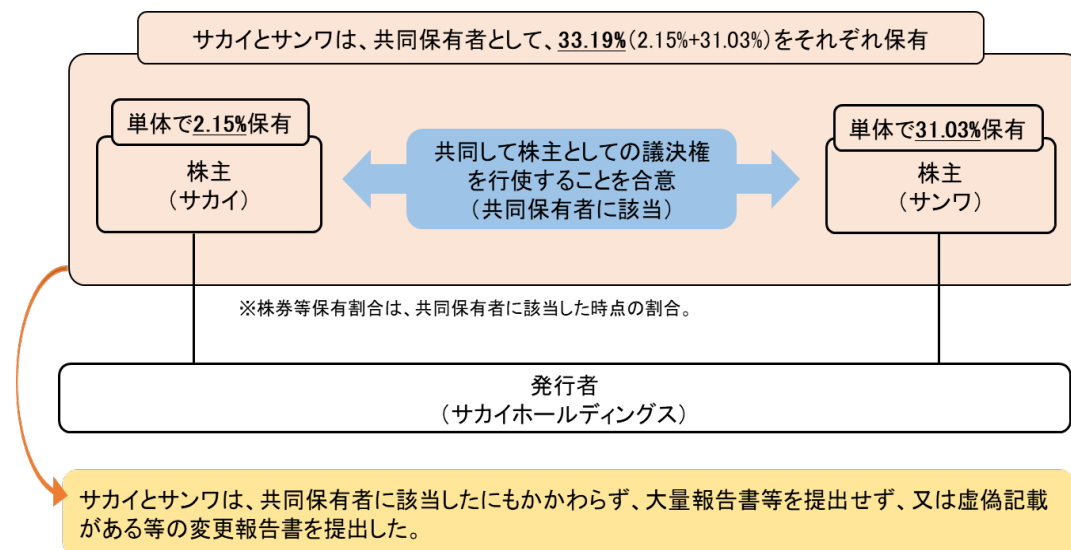
①株式会社サカイ (10万円)

②株式会社サンワ (10万円)

<事案概要・特色>

- ✓ 株式会社サカイホールディングスの株主であるサカイとサンワは、サカイホールディングスに対して株主提案（取締役の選任）を行うこと及びその賛成に関し、共同して株主としての議決権を行使することを合意していた（共同保有者に該当）。
- ✓ サカイとサンワは、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある等の変更報告書を提出した。
- ✓ 共同して議決権を行使することを合意している場合に該当するとして、それぞれが共同保有者であると認定した初めての事案。

- ・ 大量保有報告制度では、法人・個人にかかわらず、下記①又は②に該当した場合、該当した日から5日以内に、「大量保有報告書」「変更報告書」を提出しなければならない。
 - ① 上場会社の株券等の保有割合が5%を超えた場合（「大量保有報告書」）
 - ② その割合が1%以上増減するなどした場合（「変更報告書」）
- ・ 株券等の保有割合の計算にあたっては、共同保有者（共同して株券等の取得や議決権の行使をすること等を合意している他の保有者）の保有株券等の数も加算することとされている。



(参考) 大量保有報告制度の概要

「令和5事務年度 開示検査事例集(※)」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20240911.html>



大量保有報告書・変更報告書は適正に提出していますか？

(1) 大量保有報告制度の概要

○ 提出義務は誰が負うか？

会社等が発行する株券等の保有割合（以下「株券等保有割合」という。）が5%超となった「保有者」（法人・個人を問いません）は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

○ 誰が「保有者」に該当するか？

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって株券等を所有する者のみならず、他人（仮設人を含みます）の名義をもって株券等を所有する者が含まれます。したがって、計算の帰属は本人でありながら、取引口座や株券等の名義を他人名義や架空の名義にして実質的に所有している者、名義書換をしておらず前の所有者の名義となっている株券等の所有者等も含まれます。

○ 「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算！

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の50%を超える株式を所有する者（「支配株主等」）と当該会社（「被支配会社」）の関係を有する者（＝親子会社）、支配株主等を同じくする被支配会社同士の関係を有する者（＝兄弟会社）等も、「共同保有者」に含まれます（いわゆる「みなし共同保有者」です）。

<インサイダー取引事例①>

金融庁職員による内部者取引事件の告発 (告発日：R6.12.23)

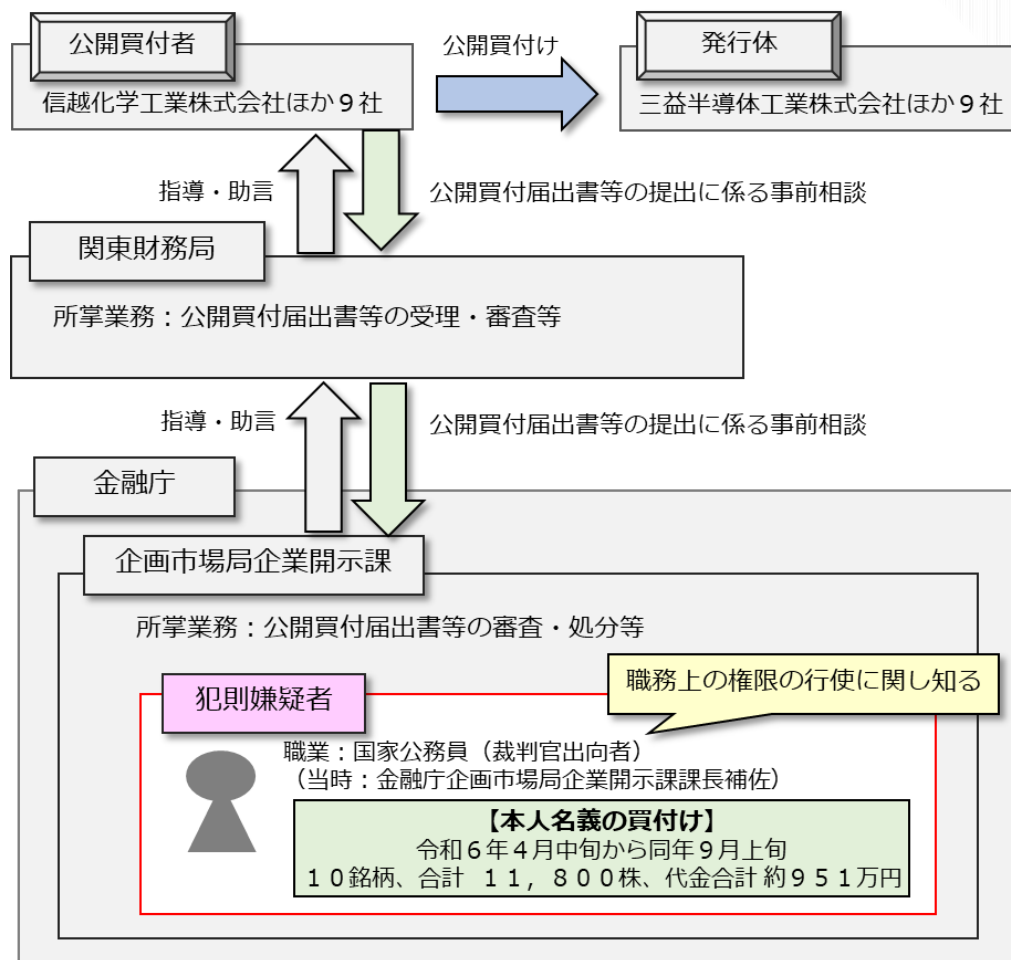
<告発内容>

- ・ 犯則嫌疑者：金融庁職員（出向裁判官）
- ・ 告 発 先：東京地方検察庁

<事件の概要>

- ・ 犯則嫌疑者は、金融庁企画市場局企業開示課課長補佐として、金融庁長官の命を受けて、同課が所掌する金融商品取引法の規定による公開買付届出書その他の書類の審査及び処分などの職務に従事していた。
- ・ 犯則嫌疑者は、同職務上の権限の行使に関し、東京証券取引所に上場していた合計10銘柄の株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実が公表される前に、自己名義で当該銘柄の株券を買い付けたもの。

【概要図】



<インサイダー取引事例②>

東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件の告発 (告発日: R6.12.23)

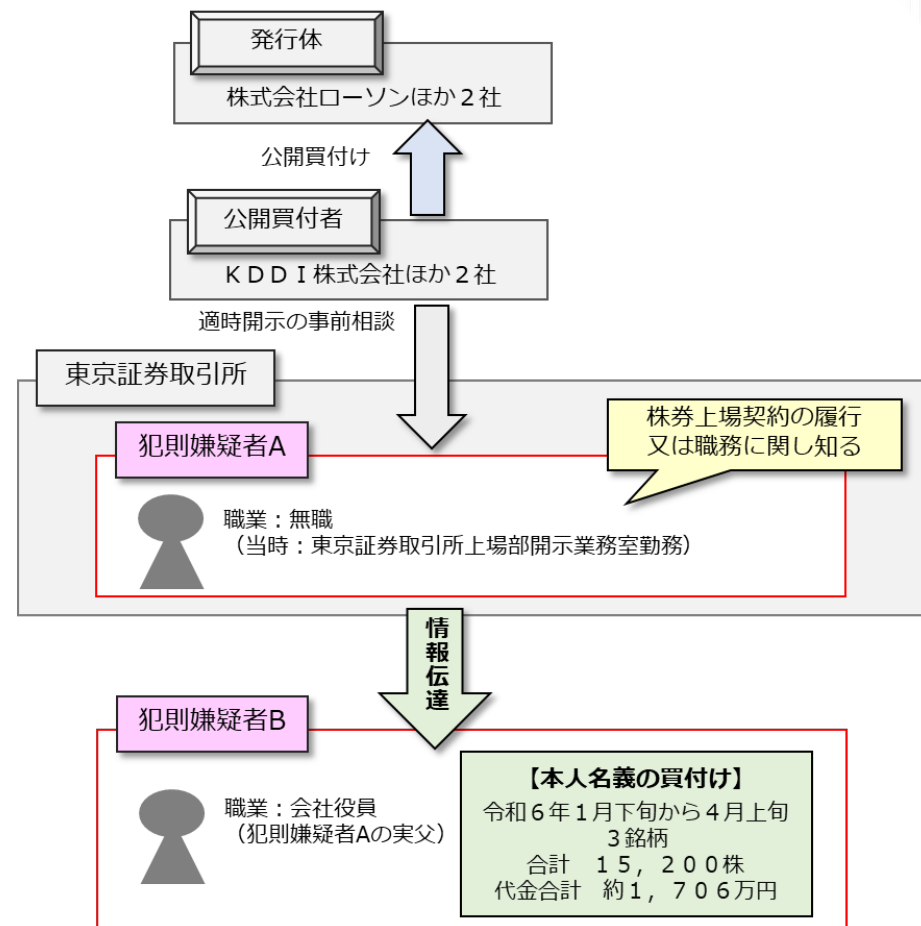
<告発内容>

- ・ 犯則嫌疑者A: 元東京証券取引所社員
- ・ 犯則嫌疑者B: 犯則嫌疑者Aの実父
- ・ 告 発 先 : 東京地方検察庁

<事件の概要>

- ・ 犯則嫌疑者Aは、東京証券取引所（以下「東証」）上場部開示業務室に勤務していた同社の従業員であったが、上場会社との株券上場契約の履行等に関し、東証に上場していた3銘柄の株券に対する各公開買付けの実施に関する事実を知り、あらかじめ同銘柄の株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、実父である犯則嫌疑者Bに対し、同公開買付けの実施に関する事実を公表前に伝達したもの。
- ・ 犯則嫌疑者Aの実父である犯則嫌疑者Bは、Aから、同人が同契約の履行等に関し知った当該3銘柄の株券に関する公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前に、B名義で当該銘柄の株券を買い付けたもの。

【概要図】



<インサイダー取引事例③>

東陽監査法人に所属する公認会計士による 内部者取引に対する課徴金納付命令勧告(勧告日:H22.11.16)

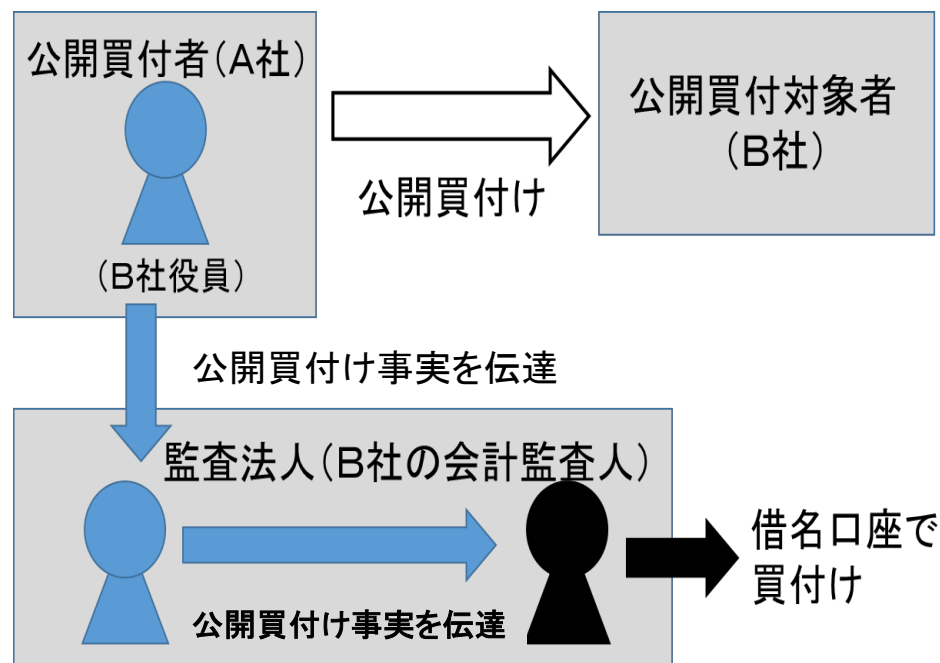
<事案概要>

- ・ 課徴金額 118万円
- ・ 概要

違反行為者は、B社の会計監査人を務めていた監査法人に所属する公認会計士であったが、同監査法人に所属する別の公認会計士が職務上传達を受けた公開買付けの事実を、その職務に関し知りながら、公表前にB社の株式を買い付けたもの。

<本事案の特色>

市場の公正性、透明性の確保という点で、大きな公共的役割を担っている公認会計士が、職務上知り得た公開買付け事実を利用して、インサイダー取引を行った事例。



(参考) インサイダー取引等違反行為に対する調査①

「令和5年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20240627.html>

監視委
コラム



違反行為は見逃さない ～少額取引・他人名義取引でも発覚～

証券監視委は、これまでに、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず多数の課徴金勧告を行っています。また、他人名義の証券口座（借名口座）を用いたインサイダー取引や複数の証券口座を用いた相場操縦行為についても多数の課徴金勧告を行っています。

しかしながら、依然として、自身の違反行為が発覚することはないと安易に考え、確信的又は出来心で違反行為に及ぶ者が後を絶たない状況が見受けられます。

証券監視委は常に市場を監視しており、違反行為が見逃されることはありません。

インサイダー取引で勧告対象となった違反行為者に見られた認識

少額の取引なら当局に
目を付けられないだろう。



間違いです！

他人名義で取引すれば
当局に発覚しないだろう。



間違いです！

- 証券監視委は、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず幅広く取引を監視しており、少額の取引であっても調査の対象となります。
- 証券監視委は、口座名義人のみならず、家族やその他の関係者に対しても幅広い調査を実施しており、他人名義の証券口座が用いられたとしても、真の取引者を容易に把握することが可能です。

相場操縦行為で勧告対象となった違反行為者に見られた認識

利得額が少額の相場操縦なら
発覚しないだろう。



間違いです！

複数の証券口座を使って相場操縦
を行えば発覚しないだろう。



間違いです！

- 証券監視委は、日本取引所自主規制法人等や証券会社等市場関係者と連携して常に市場を監視しており、自己名義の複数の証券口座や他人名義の証券口座を用いて相場操縦を行ったとしても、売買データを詳細に分析することにより、問題のある取引を行った者を早期に特定することが可能です。

(参考) インサイダー取引等違反行為に対する調査②

「令和5年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～（※）」より抜粋

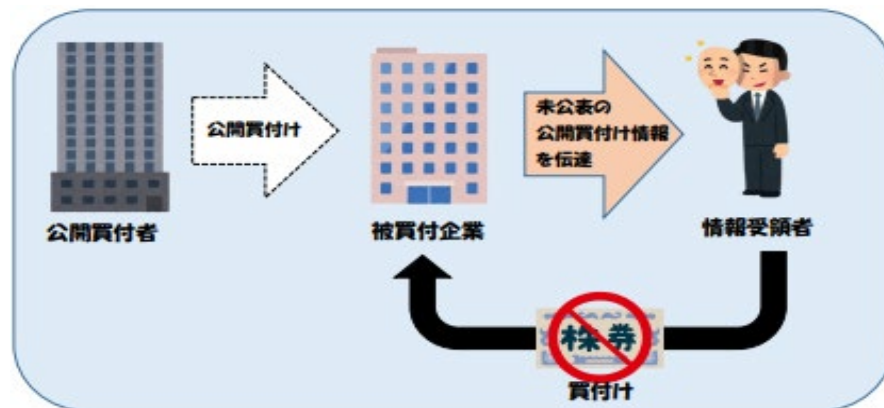
※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20240627.html>監視委
コラム勧告件数が最も多いのは、公開買付け事案
～公開買付けで気を付けるべきこと～

証券監視委のインサイダー取引に係る課徴金勧告事案でこれまでに最も件数が多いのは、公開買付け等事実に係る事案です。令和5年度には、上場会社の役員が過去最多となる5名に対し公開買付け等事実の情報伝達及び取引推奨を行った事案の勧告を行いました。

公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有をする必要があり情報管理が難しいこと、公表までに相当な時間を要することが多いことなどから、違反行為件数が多くなっているものと考えられます。

公開買付けに係るインサイダー取引規制では、被買付企業も公開買付者等関係者となり、その被買付企業からの情報受領者も規制違反の対象となります。また、公開買付けに関する事実に触れる関係当局の担当者や金融商品取引所の担当者も、「公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者」として、規制違反の対象となるので注意が必要です。（第167条第1項第3号）

有益と考えられる予防措置としては、アドバイザーによる関係者への注意喚起、“Need To Know”の原則に基づく情報伝達の範囲や内容の検討のほか、守秘義務契約の締結、情報共有された関係者の氏名は日本取引所自主規制法人等の求めに応じて作成する経緯報告書に記載され提出されることを情報共有する者に対して予め周知しておくこと、などが挙げられます。



(参考) インサイダー取引等違反行為に対する調査③

「令和5年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～ (※)」より抜粋

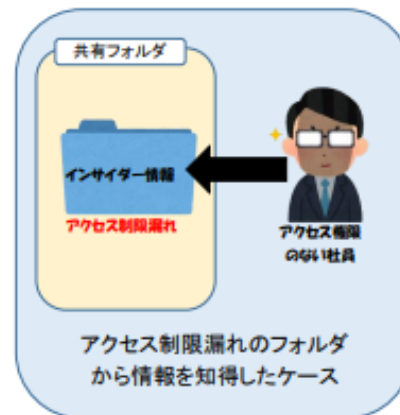
※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20240627.html>監視委
コラム

情報管理の重要性①

～職場編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、上場会社、取引先、公開買付者等の役職員が、どのようにしてインサイダー情報を知り得るに至ったかの事例などを紹介しています。

インサイダー情報は、その情報を知得する立場にある者だけでなく、その立場にない者が業務を行うなかで知得することも想定されますので、上場会社等においては、インサイダー取引を防止するための規則を整備・点検するとともに、研修等を通じて役職員の情報管理意識を高めていくことが求められます。



(参考) インサイダー取引等違反行為に対する調査③

「令和5年度 金融商品取引法における課徴金事例集 ～不公正取引編～ (※)」より抜粋

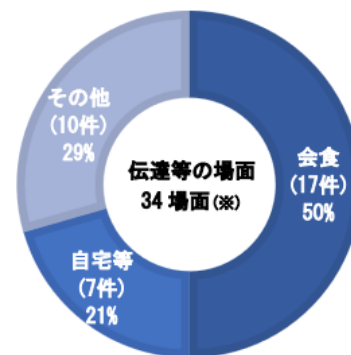
※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20240627.html>

監視委 コラム

情報管理の重要性② ～プライベート編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、上場会社等の役職員が、プライベートな場において、インサイダー情報を伝達した事例などを紹介しています。親族や知人等との会話で、勤務先の話や仕事の内容の話をすることはあるかと思いますが、何気なく話したことでも、その内容によってはインサイダー取引規制の対象となり得ることに注意してください。

また、インサイダー情報の伝達や取引推奨が行われた場面の多くは、友人、同僚、取引先等との「会食」の場でした。気心の知れた人との会食の場においては、普段は話さないようなことでも、つい気が緩んでしまい、話をしてしまうのかもしれませんが、気の緩みとは言え、インサイダー情報を伝えたり、取引を推奨したりすることで、その結果として、自身のみならず、友人、同僚、取引先等の人達が行った取引が証券監視委の調査の対象となることに注意してください。



(※) 令和元年度から令和5年度における勧告事案から集計
(職務上の伝達を受けた場面を除く)

<行政処分勧告事例(証券検査)>

SBI証券に対する検査結果に基づく行政処分勧告 (勧告日: R5.12.15)

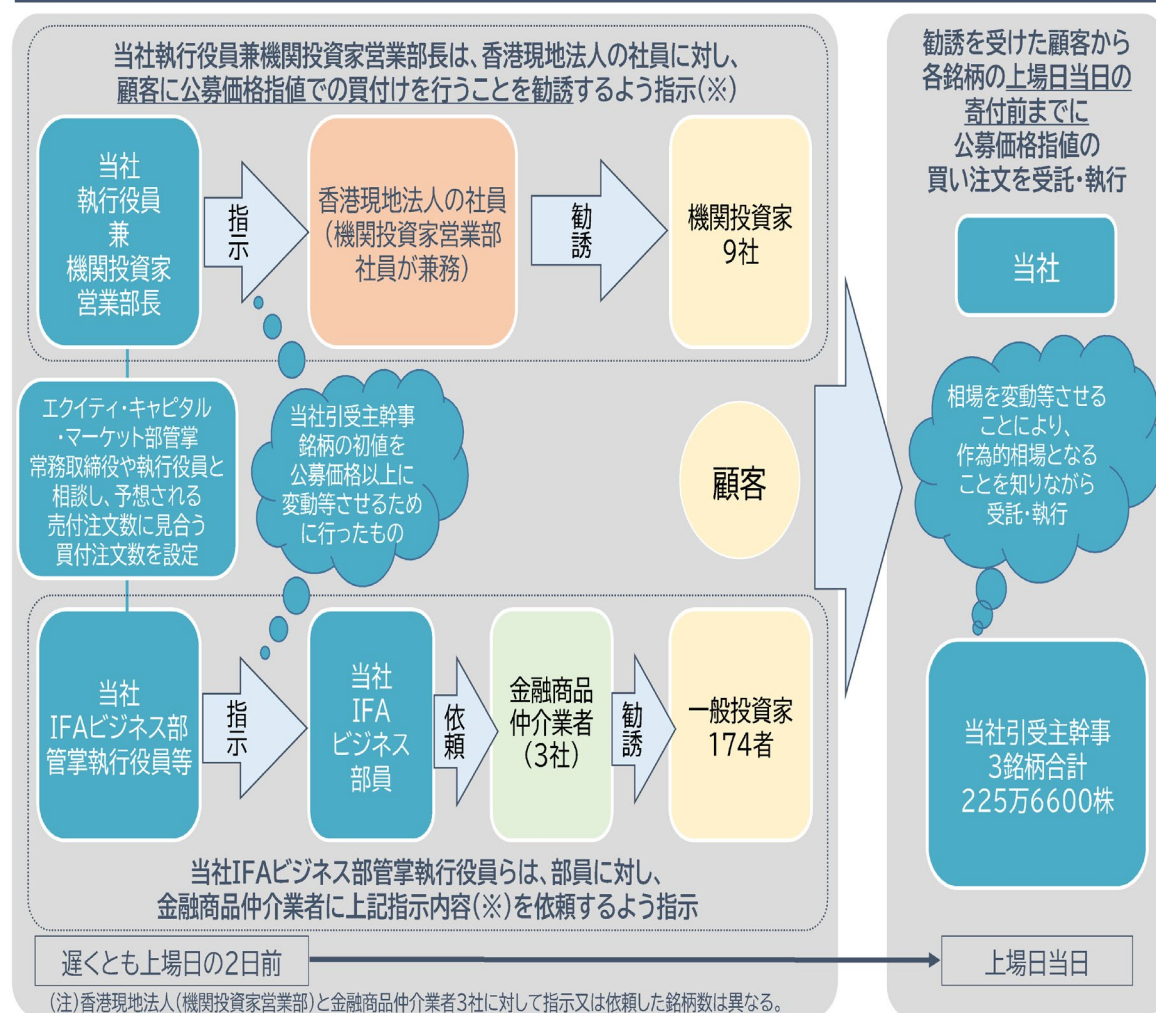
<事案概要>

- 当社執行役員等は、令和2年12月から同3年9月までの間に、当社が主幹事を務める新規上場株式(3銘柄)について、当該銘柄の初値を公募価格以上に変動等させる目的で、顧客に公募価格指値での買付を行うことを勧誘するよう、香港現地法人社員(当社機関投資家営業部兼務)及び金融商品仲介業者(3社)に指示等し、それらの者から勧誘を受けた機関投資家(9社)及び一般投資家(174者)から当該銘柄の上場日当日の寄付前までに公募価格を指値とした買い注文を受託・執行した。
- 上記行為は、金融商品取引法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第20号に違反するものと認められる。

※ 令和6年1月12日、金融庁はSBI証券に対して、新規株式公開銘柄の上場日当日の売買について顧客への勧誘を伴う取引に係る業務停止命令(1週間)及び業務改善命令を发出

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



＜裁判所への禁止命令等の申立て事例＞

S DIVISION HOLDINGS INC.等による金商法違反行為 に係る裁判所の禁止及び停止命令の発令 (申立日:R5.6.28、発令日:R5.11.2)

＜事案概要＞

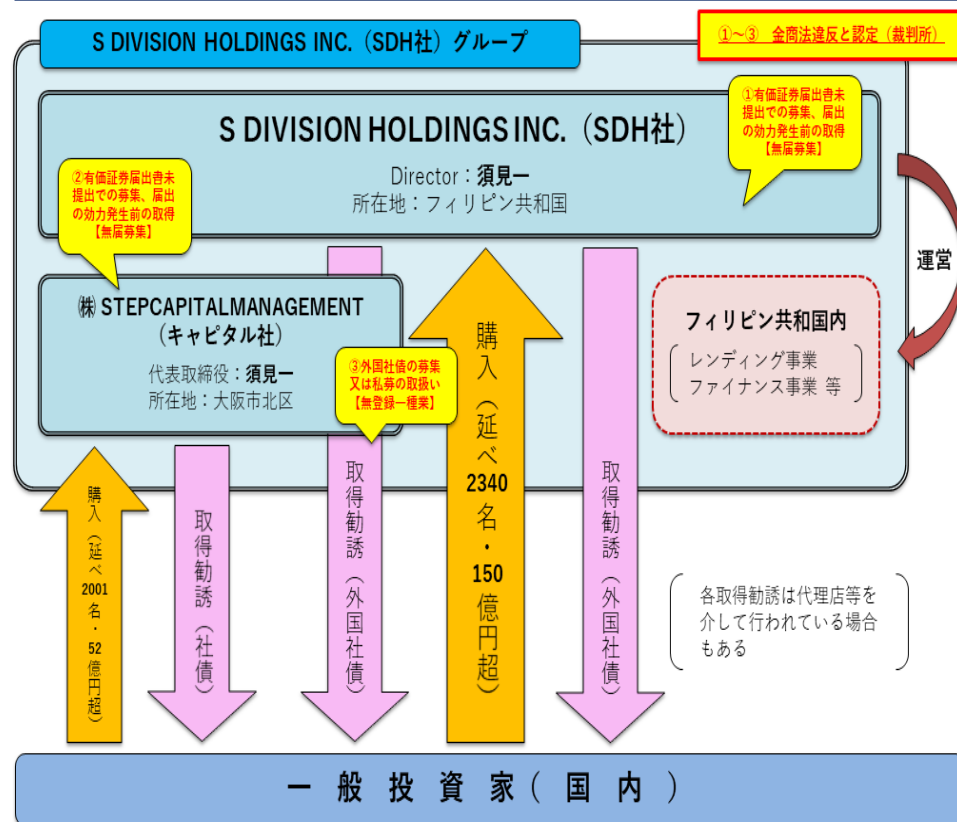
- S DIVISION HOLDINGS INC. (以下「SDH社」) 及び株式会社STEPCAPITALMANAGEMENT (以下「キャピタル社」) 並びにSDH社の会長で、キャピタル社の代表者であるA氏は、外国社債又は社債の無届募集を行っていたほか、キャピタル社及びA氏は、金融商品取引法上の所定の登録を受けずに、外国社債の募集等の取扱いを業として行っていた。

＜事案の特徴＞

- SDH社及びA氏は、少なくとも延べ2340名の一般投資家に対し、150億円を超える外国社債を購入させているところ、上記行為のうち少なくとも約56億円は、有価証券届出書を提出することなく有価証券の募集を行っていた。
- キャピタル社及びA氏は、少なくとも延べ2001名の一般投資家に対し、52億円を超える社債を購入させているところ、上記行為のうち少なくとも約4.6億円は、有価証券届出書を提出することなく有価証券の募集を行っていた。
- キャピタル社及びA氏は、SDH社が発行する外国社債につき、多数の一般投資家を相手方として、反復継続して、対面等の方法により、当該商品はリスクが少なく、メリットが大きいといった説明をするなどして、取得勧誘を行っており、金融商品取引法上の所定の登録を受けずに、外国社債の募集又は私募の取扱いを業として行っていた。

【本件事案の概要図】

(注) 本概要図は本事案の一部を省略して記載





VII 開示の適正確保のための メッセージ

開示の適正確保のために

- ◆ 会計監査は、企業の財務状況・経営成績の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支えるとともに、それが日本経済の持続的な成長につながることの前提となる極めて重要なインフラ。
- ◆ 会計監査人である公認会計士や監査法人におかれては、このことを常に念頭に置きつつ、適切な会計監査の実施と品質の確保に努めていただくことが重要。
- ◆ 不適正な会計処理の実例やその背景・原因、会社自身による再発防止に向けた対応等についてご理解いただいた上で、監査対象会社の経営陣や担当者と十分なコミュニケーションを行っていただくことを期待。
- ◆ 上記及び監査報告書に記載される「監査上の主要な検討事項(KAM)」について、その選定・検討においては、「開示検査事例集」※も参考にしつつ、適切にご対応いただきたい。

※ 適正な情報開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から、開示検査の最近の取組みや開示検査によって判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策等の概要を取りまとめたもので、毎年公表

(詳細はウェブサイト参照：<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>)

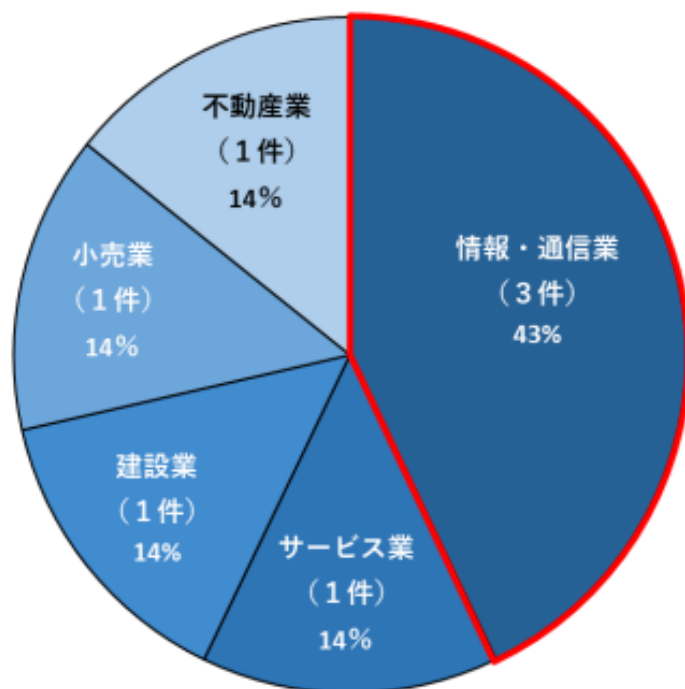
(参考)課徴金納付命令等の勧告事案の特色①

(開示検査事例集より抜粋)

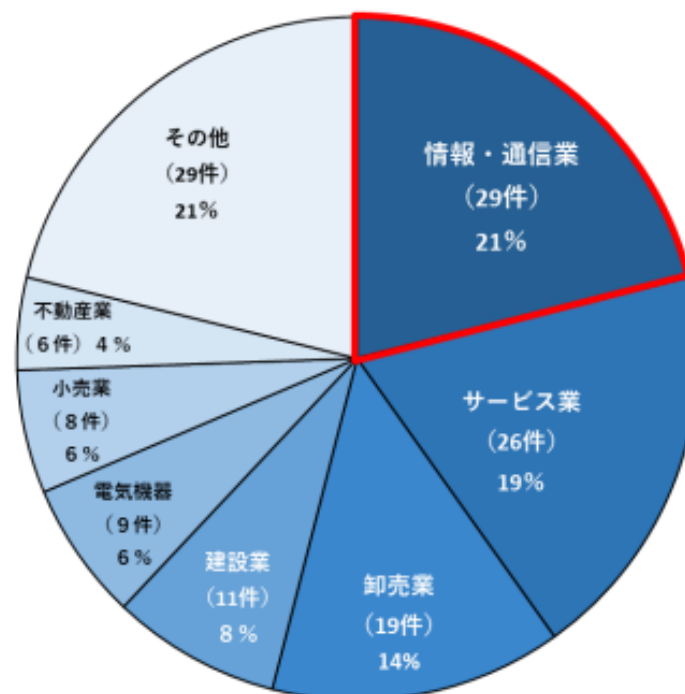
◆ 違反行為者(発行者である会社)の業種分類

- 令和5事務年度の勧告事案について、業種別では、情報・通信業が3件(43%)と最も多い。
- 過去からの累計で見ても、情報・通信業(21%)が最も多い。次に、サービス業(19%)、卸売業(14%)と続いている。

《令和5事務年度》



《累計(課徴金制度導入以降)》



※1 累計値は、年度単位(平成18年度～令和5年度)で集計。

※2 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類に対する課徴金納付命令勧告を集計。

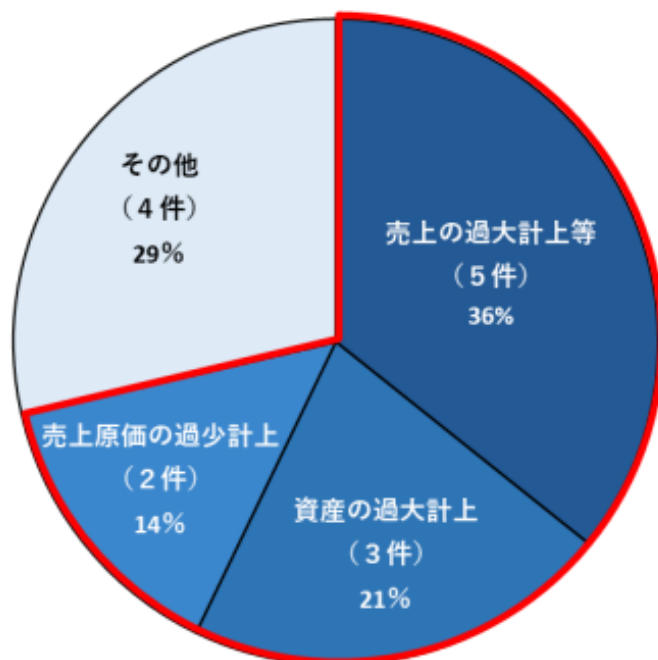
(参考)課徴金納付命令等の勧告事案の特色①

(開示検査事例集より抜粋)

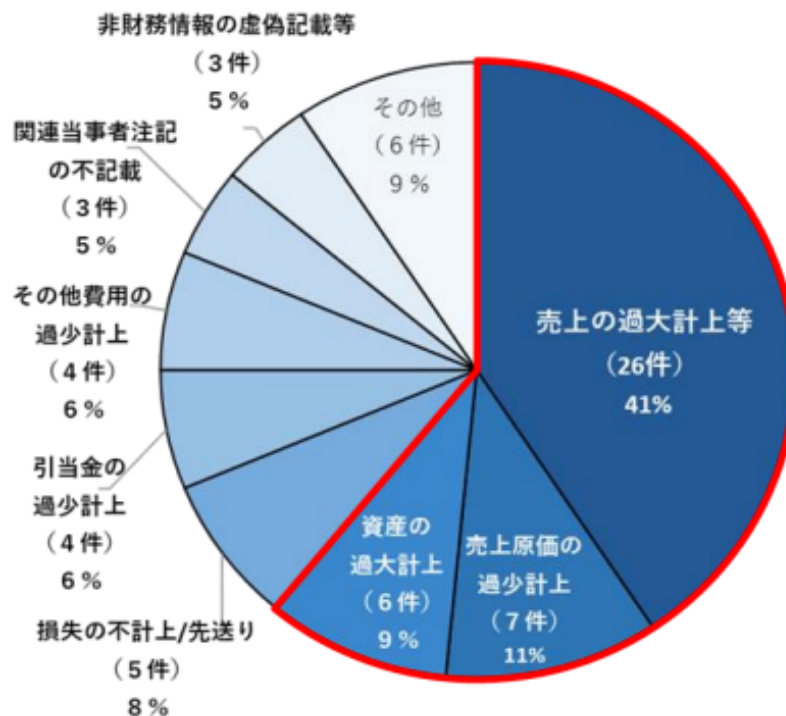
◆ 主な不適正な会計処理等の内容

- 令和5事務年度の勧告事案については、売上の過大計上等に関する不適正な会計処理が5件(36%)と最も多い。次に、資産の過大計上(21%)、売上原価の過少計上(14%)と続いている。
- 過去からの累計で見ても、売上の過大計上等、売上原価の過少計上及び資産の過大計上に関する不適正な会計処理の割合が多く、半数以上(61%)を占めている。

《令和5事務年度》



《累計(過去5年度)》



※1 累計値は、年度単位(令和元年度～令和5年度)で集計。

※2 1件の勧告事例において複数の不適正な会計処理等が行われた事例があるため、本図表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

※3 虚偽記載・不記載のあった発行開示書類・継続開示書類における主な不適正な会計処理等を集計

(参考)課徴金納付命令等の勧告事案の特色③

(開示検査事例集より抜粋)

◆ 開示規制違反の背景・原因として共通した主な項目

令和5事務年度の課徴金納付命令勧告を行った事案では、開示規制違反が行われた背景・原因として、以下のとおり、共通した項目が認められました。特に、「ガバナンス・内部統制に関する不備」については、対象となる全ての勧告事案において開示規制違反の背景・原因として認められている。

(開示規制違反の背景・原因として共通した主な項目)

- ① ガバナンス・内部統制に関する不備
- ② コンプライアンス意識の欠如
- ③ 会計リテラシーの不足・会計監査人との連携不足

① ガバナンス・内部統制に関する不備

■ ガバナンスの不備(株式会社アルデプロ:東証スタンダード市場)

- 経営トップである元社長が自ら、主たる推進者の立場で取引等に関与し、業務意思決定を行っていた部分が多く、業務の執行と監督の間の分掌が不十分であった。このため、他の役員らによる案件の詳細把握が困難な状況となり、問題のある取引やリスクの高い取引への検討が不十分となった。

■ 内部統制の機能不全(株式会社サカイホールディングス:東証スタンダード市場)

- 不適正な会計処理が行われた売上・売掛金の計上に関する業務は、長年にわたり経理責任者1名により行われていた。また、当該業務のマニュアルが未作成であること、上司は当該業務に関与しなかったことなど、当該経理責任者の業務を検証する体制が存在していなかった。
- 当社に内部監査部門が設置された後も、専任の人員が配置されず、かつ、不適正な会計処理が行われた子会社は内部監査の対象外とされていた。また、当該子会社では、内部監査部門が存在せず、管理部門の担当者が形式的な内部監査を行うことになっていたため、会計面についての牽制機能が発揮されていなかった。

(参考)課徴金納付命令等の勧告事案の特色④

(開示検査事例集より抜粋)

② コンプライアンス意識の欠如

■ 業績至上主義 (ITbook ホールディングス株式会社: 東証グロース市場)

- 当社グループの役職員は、上場会社としてコンプライアンスを遵守する意識が欠如していたこと、また、開示制度及び会計に関するリテラシーが不十分であったことから、会計上のルールよりも予算達成・赤字回避の目標達成を優先していた。
- 当社の役員は、コンプライアンス意識の低さから、内部監査部門・経理部門等の管理部門を軽視し、人的コストをかけていなかった。

■ 過去の不正事案に対する経営陣の説明が不足 (株式会社アマナ: 東証グロース市場)

- 過去の不正事案に関する経営陣の対応状況等について、経営陣から従業員に対する説明が不十分であり、個人のコンプライアンス意識が低下していた。

③ 会計リテラシーの不足・会計監査人との連携不足

■ 会計リテラシーの不足 (株式会社アルデプロ: 東証スタンダード市場)

- 過年度決算訂正の反省を踏まえ、決算関連マニュアルを制定する等、会計基準等の法令等への準拠性を確認する体制としたが、その後の会計知識向上の啓蒙活動の取りやめ等により会社全体として適切な会計処理に関する知識が不足していた。当社の役員は、コンプライアンス意識の低さから、内部監査部門・経理部門等の管理部門を軽視し、人的コストをかけていなかった。

■ 会計監査人との連携体制の不備・欠如 (株式会社フジオフードグループ本社: 東証プライム市場)

- 当社は、会計処理の訂正に繋がる情報を外部から受けていたにもかかわらず、財務経理担当役員が、数か月にわたり会計監査人に当該情報の共有をしていない等、会計監査人との間で適時適切に連絡相談をする体制が構築されていなかった。



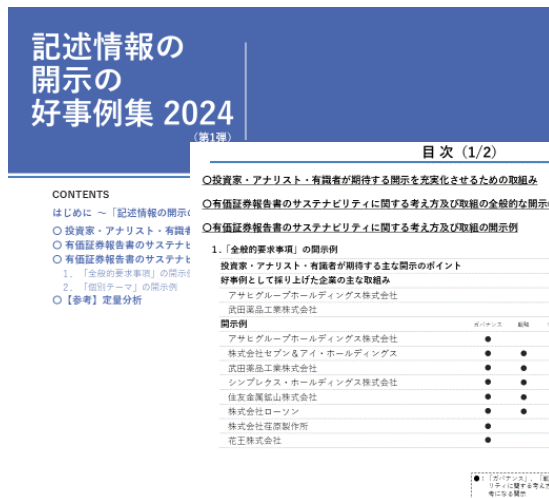
VIII 參考資料

(参考)「記述情報の開示の好事例集」の概要

開示の充実化に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年度から毎年、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」を公表(更新)。

記述情報の開示の好事例集

- 2024年度は、2023年1月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、有価証券報告書(以下、「有報」)等において新たに開示が求められた「サステナビリティ情報」に関する開示例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2024(第1弾)」として、「全般的な要求事項」及び「個別テーマ」について公表(2024年11月8日)。他のテーマ(気候変動、人的資本、コーポレート・ガバナンス等)についても段階的に更新・公表中。
 - 好事例集には「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」などを掲載しているほか、それぞれの開示例では、好事例として着目したポイント等を青色のボックスにコメントしている。
- ⇒ 好事例集の活用を通じて、各企業の有報等の開示内容に関して、より一層の充実化が図られることを期待。



好事例として採り上げた企業の主な取組み① (アサヒグループホールディングス株式会社) 1-3

- ・開示項目ごとに主幹部門で記載内容を作成しているため、関連部門を巻き込み、主体的に作成に開与してもらうことを意識した。
- ・サステナビリティに関する考え方及び取組での記載と、事業等のリスク等の項目での記載の整理・すみわけや、任意報告書と有価証券報告書での記載内容の整理・すみわけを行った。
- ・有価証券報告書は、投資家とのコミュニケーションツールの1つであるため、経営層の意向が反映された開示となるように確認を取りながら作成を進めた。

- ・開示内容の検討並びにスケジュール調整等、十分な巻き込みと認識の共有化を図ると共に、経営幹部の意向に沿った開示内容とするため、事前提議を10月上旬に部門トップ及び経営幹部の意向確認

- ・サステナビリティに関する取組みは、任意報告書で披露する有価証券報告書でも開示することで、投じ
- ・サステナビリティ等の注目度が高く、経営方針に絡む報告書と有価証券報告書を同期化することで、書類
- ・財務と非財務を結びつける取組みを推進する動機

- ・開示をするに当たっての工夫
- ・任意報告書において開示していた内容(取り組み)の記載ルールに沿ってできるだけ記載する方向
- ・タグ付けを踏まえた記載内容の項目立てを行った。

※「全般的な要求事項」(緑色)、「個別テーマ」(黄色)、「サステナビリティ」(青色)の項目は、有価証券報告書の「サステナビリティ」の項目に記載されている。

「サステナビリティ」に関する考え方及び取組 1-5

アサヒグループホールディングス株式会社(1/3) 有価証券報告書(2023年12月期) P20-23,43-45

項目	内容
1. 全般的な要求事項	1.1 全般的な要求事項
2. 個別テーマ	2.1 個別テーマ
3. サステナビリティ	3.1 サステナビリティ
4. 気候変動	4.1 気候変動
5. 人的資本	5.1 人的資本
6. コーポレート・ガバナンス	6.1 コーポレート・ガバナンス

項目	内容
1. 全般的な要求事項	1.1 全般的な要求事項
2. 個別テーマ	2.1 個別テーマ
3. サステナビリティ	3.1 サステナビリティ
4. 気候変動	4.1 気候変動
5. 人的資本	5.1 人的資本
6. コーポレート・ガバナンス	6.1 コーポレート・ガバナンス

項目	内容
1. 全般的な要求事項	1.1 全般的な要求事項
2. 個別テーマ	2.1 個別テーマ
3. サステナビリティ	3.1 サステナビリティ
4. 気候変動	4.1 気候変動
5. 人的資本	5.1 人的資本
6. コーポレート・ガバナンス	6.1 コーポレート・ガバナンス

項目	内容
1. 全般的な要求事項	1.1 全般的な要求事項
2. 個別テーマ	2.1 個別テーマ
3. サステナビリティ	3.1 サステナビリティ
4. 気候変動	4.1 気候変動
5. 人的資本	5.1 人的資本
6. コーポレート・ガバナンス	6.1 コーポレート・ガバナンス

項目	内容
1. 全般的な要求事項	1.1 全般的な要求事項
2. 個別テーマ	2.1 個別テーマ
3. サステナビリティ	3.1 サステナビリティ
4. 気候変動	4.1 気候変動
5. 人的資本	5.1 人的資本
6. コーポレート・ガバナンス	6.1 コーポレート・ガバナンス

※「サステナビリティ」に関する考え方及び取組は、有価証券報告書の「サステナビリティ」の項目に記載されている。

(参考)証券取引等監視委員会 ウェブサイト・公表物のご案内

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

✕@SESC_JAPAN



※ 当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、
証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等を紹介

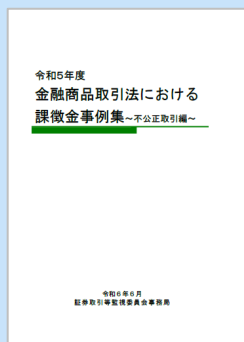
- ・課徴金事例集(不正取引編)、開示検査事例集:

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

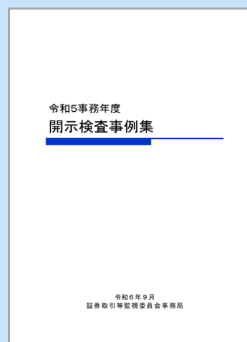


- ・証券モニタリング概要・事例集:

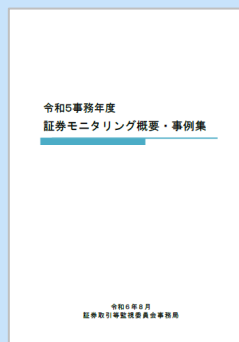
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



課徴金事例集(不正取引編)



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの
基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況(年報)

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、
意義・特徴や発生原因、市場関係者や
投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

- ・市場へのメッセージ: 月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>





ご清聴ありがとうございました。

